

と も に 生 き  
活 か し 合 う  
ま ち づ ぐ り

第2期角田市地域福祉計画  
令和5年度～令和9年度



令和5年3月  
角田市



## ご挨拶



本市では、平成29年3月に「第1期角田市地域福祉計画」を策定し、みんなで支え合う心を育む地域づくりを推進してまいりました。

この間、少子高齢化の進行や人口の減少等により地域を取り巻く社会環境は厳しさを増し、様々な分野の課題が同時にいくつも重なり合う「8050問題」「ダブルケア」「ヤングケアラー」などが大きな社会問題となっています。さらには、長引く新型コロナウイルス感染症により、人と人との繋がりがさらに希薄化するとともに、失業・貧困等による経済問題が表面化しております。

このような複雑化・多様化する地域の福祉課題や住民ニーズを踏まえ、第6次長期総合計画を上位計画とした福祉の総合計画として、本市の保健、医療、福祉施策を推進するため「第2期角田市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、『ともに生き、活かし合うまちづくり』を基本理念に掲げ、「みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり」「みんなが社会とつながる仕組みづくり」「みんなが何でも相談できる体制づくり」「みんなが安全・安心に暮らせる基盤づくり」の4つを基本目標として定めております。

市としましては、本計画に基づき、お互いに支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、引き続き地域福祉の推進に努めてまいりますので、皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました角田市地域福祉計画策定アドバイザーをはじめ、角田市地域福祉計画策定委員会委員の皆様、アンケート調査、並びにパブリックコメント等にご協力をいただきました市民の皆様、関係団体及び関係機関の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

角田市長 黒須 貫

## ●● 目 次 ●●

第1章 角田市地域福祉計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 地域福祉について	2
第3節 計画の位置付け	8
第4節 計画の期間	9
第5節 計画の策定体制	10
第2章 地域福祉を取り巻く現状	12
第1節 角田市の現況	12
第2節 角田市の福祉を取り巻く概況	19
第3節 地域福祉の担い手の現状	29
第4節 民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見	33
第5節 地域福祉にかかる主要課題の整理	35
第3章 計画の基本的な考え方	39
第1節 基本理念・基本目標	39
第2節 計画の体系	42
第3節 地域福祉を進めるための圏域	43
第4節 地域福祉における「担い手」の役割、支え合いの考え方	44
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組みについて	46
計画の推進・実行にあたって	46
基本目標1 みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり	47
基本方針1-1 市民意識の向上と社会参加の促進	47
基本方針1-2 福祉の人材づくりと活躍の場づくり	50
基本方針1-3 地域における担い手づくり	53
基本目標2 みんなが社会とつながる仕組みづくり	56
基本方針2-1 地域住民が集う場づくり	56
基本方針2-2 各分野と連携した支援づくり	59
基本方針2-3 誰にでも支援を届ける仕組みづくり	62

基本目標3 みんなが何でも相談できる体制づくり	65
基本方針3-1 包括的な相談支援体制の構築	65
基本方針3-2 多機関連携によるネットワークの構築	67
基本目標4 みんなが安全・安心に暮らせる基盤づくり	71
基本方針4-1 災害時における支え合いの仕組みづくり	71
基本方針4-2 権利擁護の推進	73
基本方針4-3 暮らしやすい環境づくりの推進	76
重点的な取り組み	79
1 重層的支援体制の整備	79
2 成年後見制度の利用促進（角田市成年後見制度利用促進基本計画）	80
資料編	82
資料1 策定経過	82
資料2 角田市地域福祉計画策定委員会	84
資料3 角田市地域福祉計画策定プロジェクトチーム	86
資料4 市民意識調査結果概要	90
資料5 地域活動団体（サロン団体）調査結果概要	96
資料6 民生委員児童委員調査結果概要	100
資料7 用語解説	104

# 第1章 角田市地域福祉計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

---

角田市（以下「本市」とする）では、平成29年3月に「第1期角田市地域福祉計画」を策定し、基本理念「自分らしく生きるために、みんなで支え合う心を育む地域づくり」の実現に向けて、重点取り組みとして、「災害時避難行動要支援者等の支援のための体制の強化」や「子育て支援のための支援の強化」「地域福祉の推進のための体制の強化と角田市社会福祉協議会への支援の強化」の3つを位置付け、市民による福祉活動と公的サービスの連携・協働による地域福祉の推進に努めてきました。

令和7年（2025年）には、団塊の世代がすべて75歳以上のいわゆる後期高齢期に入り、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢期に入ります。少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面する中、社会情勢の変化により、地域で相互に支え合う「地縁」の希薄化が進み、世代間の意識の違いも広がっています。

国ではこれまで、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など、対象者ごとに公的な支援制度の充実を図ってきましたが、ひきこもりや支援拒否等による社会からの孤立や虐待、暴力などの社会問題や、※<sup>1</sup>ヤングケアラー、※<sup>2</sup>ダブルケア、※<sup>3</sup>8050問題のように、様々な分野の課題が同時にいくつも重なり合い、複雑化しています。

こうした公的な支援制度だけでは対応が難しいケースに対しては、市民の一人ひとりが、「他人事」ではなく、「我が事」と捉え、主体的に活動することがこれまで以上に求められています。

このような中、第1期地域福祉計画の計画期間が満了することに伴い、社会情勢の変化や新たな課題にも対応すべく、各分野を横断的につなぎ、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉を総合的に推進していくための計画として、新たに「第2期角田市地域福祉計画」を策定します。

※<sup>1</sup> ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

※<sup>2</sup> ダブルケア

育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。

※<sup>3</sup> 8050問題

高齢の親が社会的に孤立している子の生活を支えている状態、それに伴う社会問題のこと。

## 第2節 地域福祉について

### 1 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法

#### 第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項(第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

参考までに、社会福祉法第107条に基づく、5つの事項の具体的な内容を例示します。

#### 具体的な取組(例)

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保などを目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画など)との連携に関する事項
  - イ 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
  - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
  - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
  - オ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
  - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
  - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
  - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
  - ケ 市民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
  - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者、又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
  - サ 保健医療、福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などへの社会復帰支援の在り方
  - シ 地域における住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用
  - ス 地域における住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金などの取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業などを有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

## 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備
- イ 支援の必要な方が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり
- ウ サービス利用に結びついていない支援の必要な方への対応

## 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ア 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）が地域で連携するための体制づくり
- イ 民間事業者やNPO法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進
- ウ 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり

## 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域における住民、福祉活動団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実
- イ 地域福祉を推進する人材の育成・確保

## 5 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 住民が「我が事」として地域課題を捉え、その解決に主体的に取り組む環境の整備
- イ アの活動を支援しつつ、住民が発見した複合的な課題を受け止め、支援する場の整備と周知、及び地域生活課題の早期発見
- ウ イでは解決が難しい課題を、専門職が協働し、関係機関との連携によって受け止めていく相談支援体制の整備

さらに、「避難行動要支援者の支援方策に関する事項」、「生活困窮者自立支援について必要な事項」も盛り込む事項として追加されています。

この具体的な事項としては、次のような内容があたります。

### 具体的な取組（例）

- 1 避難行動要支援者の支援方策に関する事項
  - ア 避難行動要支援者の把握方法、情報の共有・更新、支援等
- 2 生活困窮者自立支援方策について必要な事項
  - イ 生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」役として、生活困窮者を受け止める機能



## 2 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域社会における生活や福祉の課題を解決することを目的に、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画であり、本市では角田市社会福祉協議会において策定しています。

なお、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置付けられており、地域社会における生活や福祉の課題解決を目指して、市民や民間団体の行う様々な課題解決に向けた活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的としています。

(参考) 社会福祉法 (抄)

### 第4条 (地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### 第109条 (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては(中略)が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 3 関連する法・制度等の動き

#### (1) 地域共生社会の実現

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年（2020年）6月に成立しました。令和3年4月には社会福祉法が改正され、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に取り組みます。

図表 重層的支援体制



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

## (2) 成年後見制度の利用の促進

成年後見制度は、認知症や知的障害、その他の精神上的障害があることなどにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていない状況にあります。

また、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化、増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要があります。

こうした状況を鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布、施行され、利用促進基本計画の策定や審議会等の設置に努めることが規定されたほか、令和 4 年（2022 年）3 月には、国が定める成年後見制度利用促進基本計画の第二期が閣議決定されました。

本計画では、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援を施策に位置付けたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組が求められています。

## (3) 再犯の防止等の推進

国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年（2016 年）12 月に公布・施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。

本計画は、国の再犯防止推進計画及び宮城県再犯防止推進計画に基づき、過去に犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、社会の一員として地域に定着でき、市民が犯罪被害を受けることなく安全安心に暮らせる社会の実現を目指すための取組などについて盛り込みます。

## (4) ウイズコロナ・アフターコロナに対応した地域づくり

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、外出の機会が減ったり、友人や離れて暮らす家族と気軽に会えなくなったり、これまでの身近な支え合いやボランティア等による身近な地域活動が停滞するなど、以前とは違う日常を過ごすことを余儀なくされています。

これからは「新しい生活様式」に順応していくとともに、一人ひとりが基本的な感染対策を実践するほか、日常生活の中で新たな生活様式やスタイルを取り入れ、支援の在り方についても検討していく必要があります。

## (5) 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指し、17 のゴールと 169 のターゲットを設定しています。

国内では、平成 28 年 (2016 年) 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が打ち出されました。

そこで、本計画における各施策の推進にあたっては、SDGs との関連がわかるように対応するゴール (目標) を各施策に表記し、多様な主体と連携した持続可能で、誰もが安心していきいきと暮らせる (包摂性) 地域共生社会の実現を目指します。

図表 持続可能な開発目標 (SDGs) の目指す 17 のゴール

	<b>1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		<b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する
	<b>2 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		<b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靭 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	<b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		<b>12 つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する
	<b>4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		<b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	<b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化 (エンパワーメント) を行う		<b>14 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		<b>15 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	<b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		<b>16 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<b>8 働きがいも 経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する		<b>17 パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	<b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靭 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

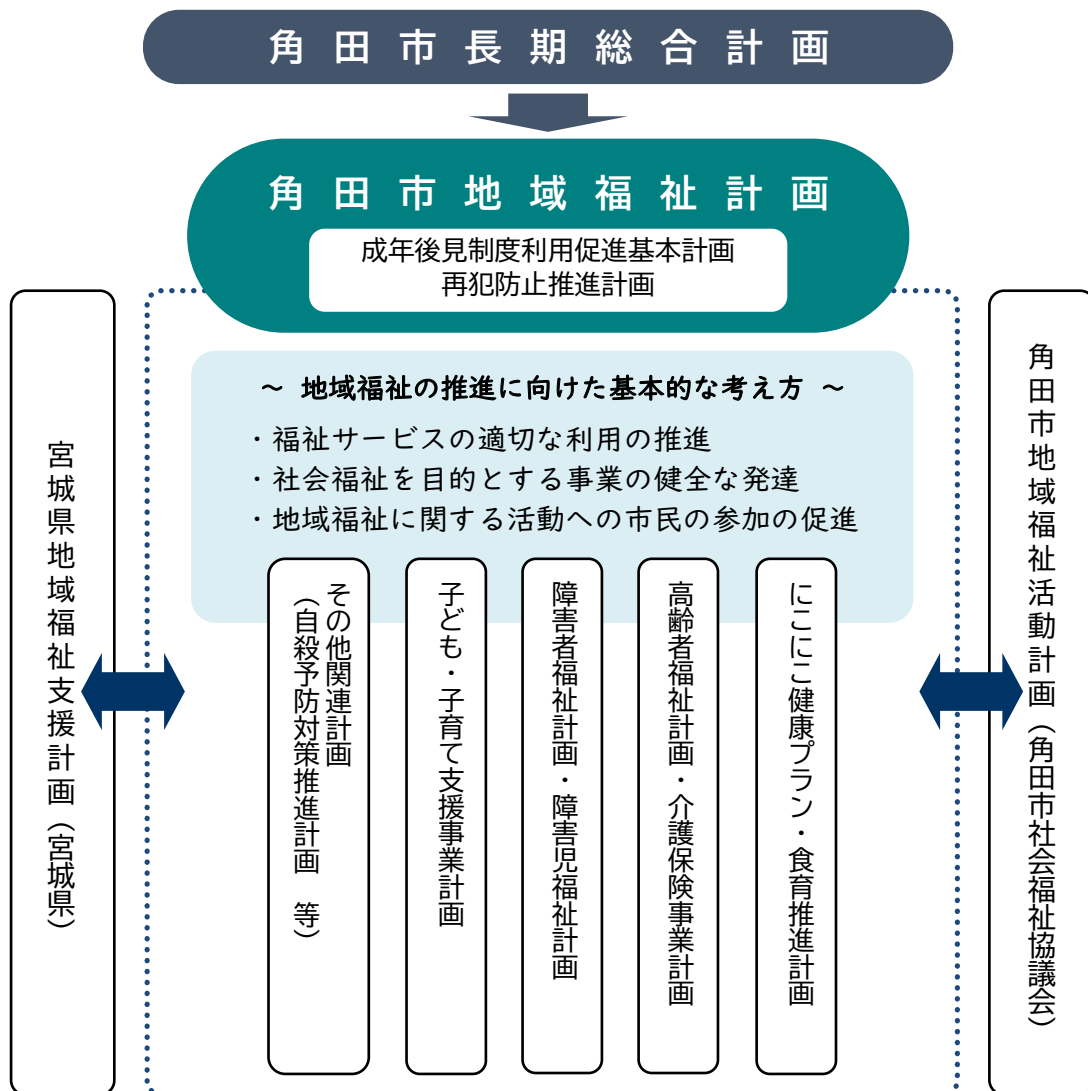
### 第3節 計画の位置付け

本計画は、「角田市長期総合計画」を上位計画とした福祉の総合計画として、長期総合計画の重点プロジェクトである「地域共生」をはじめ、本市の保健、医療、福祉施策を推進するための基本的な考え方を定めます。

また、関連する各個別計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう推進する役割を担うとともに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく成年後見制度利用促進基本計画や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく再犯防止推進計画を包含するものとして策定します。

さらに、宮城県地域福祉支援計画との整合を図るほか、本市の地域福祉を推進するうえで両輪となる角田市地域福祉活動計画（角田市社会福祉協議会）と相互に連携を図りながら取り組みます。

図表 本計画と他の計画の関連図



## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

また、関連する保健福祉分野の関連計画と整合を図るとともに、市社会福祉協議会で作成する地域福祉活動計画と連携して推進します。

なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

図表 主な計画と計画期間

年度 計画名	平成 30 年度 (2018)	令和 元 年度 (2019)	2 年度 (2020)	3 年度 (2021)	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)	6 年度 (2024)	7 年度 (2025)	8 年度 (2026)	9 年度 (2027)	10 年度 (2028)	11 年度 (2029)	12 年度 (2030)	13 年度 (2031)
長期総合計画	第6次長期総合計画 (令和4年度～13年度)													
地域福祉計画	本計画(第2期:5年間) (令和5年度～9年度)													
子ども・子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～6年度)													
障害福祉計画・障害児福祉計画	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 (令和3年度～5年度)													
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (令和3年度～5年度)													
にこにこ健康プラン・食育推進計画	第2次にこにこ健康プラン(平成25年度～令和5年度)													
	第2期食育推進計画(平成29年度～令和5年度)													
自殺予防対策推進計画	自殺予防対策推進計画(平成24年度～令和5年度)													

## 第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状を把握することを目的に市民意識調査、民生委員児童委員・地域活動団体（サロン団体）へのヒアリング調査を実施するとともに、角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームにおいて民生委員児童委員との意見交換、ワークショップを実施しました。

また、策定段階から市民参加を図るため、策定委員会での協議・検討を行いました。

### 1 調査実施概要

市民の地域での生活や福祉活動に関する状況を把握し、計画策定のための基礎資料とするため実施した各調査の実施概要は以下のとおりです。

#### (1) 市民意識調査

市民意識調査は、地域の抱える課題を明らかにするとともに、今後の地域福祉の在り方等について市民の意向や要望を収集し、次期地域福祉計画に反映させることを目的として実施しました。

本調査の対象及び配付、回収状況は、以下のとおりとなっています。

##### 《 調 査 概 要 》

- 調査対象：角田市内にお住まいの18歳以上の方
- 抽出方法：18歳以上の市民の中から1,200名を無作為抽出
- 調査内容：地域福祉の推進に向けたニーズの把握及び地域での暮らし・活動・サービス利用状況等について
- 調査期間：令和4年6月～7月
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

配付数	回収数	未回収数	回収率
1,200票	714票	486票	59.5%

#### (2) 民生委員児童委員・地域活動団体（サロン団体）ヒアリング調査

市民では把握できない地域の実態をより詳細に把握するため、市内において活動されている民生委員児童委員・地域活動団体（サロン団体）を対象に、シート形式のヒアリング調査を実施し、現在の取組状況や抱えている課題、地域に必要な取組などについて調査を行いました。

本調査の対象及び配付、回収状況は、以下のとおりとなっています。

### ① 民生委員児童委員

#### 《 調 査 概 要 》

- 調査対象：地域で活動されている民生委員児童委員
- 調査内容：担当している地区の状況や活動や活動環境、地域共生社会について
- 調査期間：令和4年7月
- 調査方法：会議の場にて配付・回収
- 配付・回収：

配付数	回収数	未回収数	回収率
88票	68票	20票	77.2%

### ② 地域活動団体（サロン団体）

#### 《 調 査 概 要 》

- 調査対象：地域で活動されている関係団体
- 抽出方法：調査対象より26団体抽出
- 調査内容：団体の活動内容や地域との関わり、今後の地域福祉に対する考えや意見など
- 調査期間：令和4年7月～8月
- 調査方法：各団体へ郵送配付・回収
- 配付・回収：

配付数	回収数	未回収数	回収率
26票	22票	4票	84.6%

## 2 角田市地域福祉計画策定プロジェクトチーム

地域共生社会の実現に向けた地域福祉施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、民生委員児童委員との意見交換、ワークショップを通じて地域の困りごとを把握し、地域福祉の推進に向けた基本理念、基本目標、基本方針の検討を行いました。

## 3 角田市地域福祉計画策定委員会

計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、学識経験者、社会福祉を目的とする事業を経営する方、社会福祉に関する活動を行う方などで構成される角田市地域福祉計画策定委員会を設置し、審議検討を行いました。



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

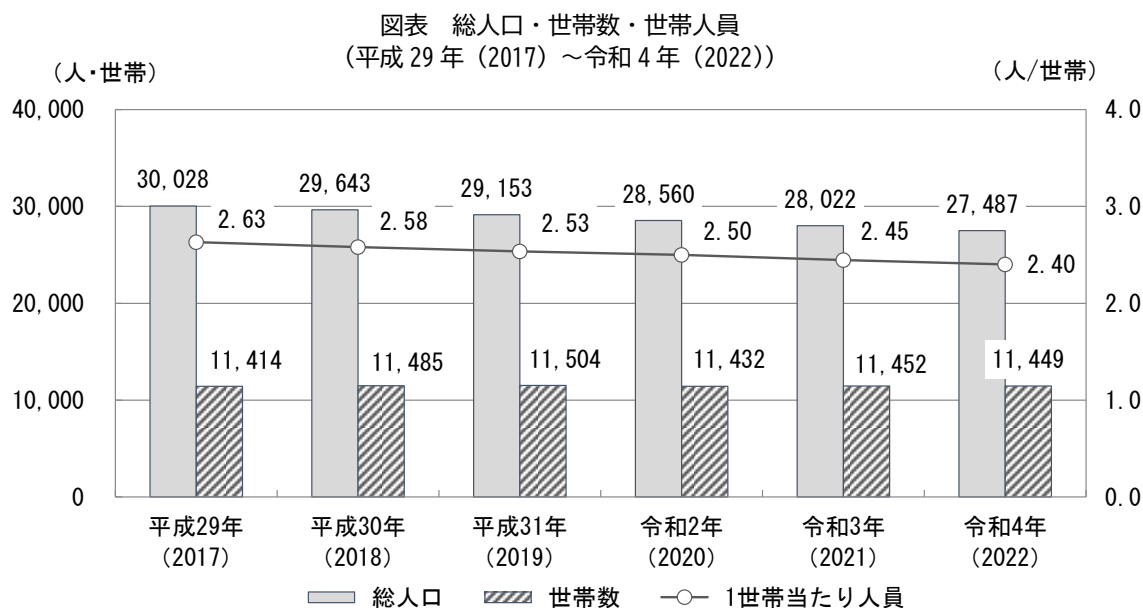
### 第1節 角田市の現況

#### 1 人口の推移

##### (1) 総人口・世帯数・世帯人員

直近の人口推移として、住民基本台帳による平成29年(2017年)の人口30,028人に対して、令和4年(2022年)では約8.5%減の27,487人と総人口は減少傾向にあります。

世帯数は増加傾向にありますが、一世帯当たり人員は減少推移となっており、令和4年の世帯数は11,449世帯、一世帯当たり人員は2.40人/世帯となっています。



区 分	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	
総人口 (人)	30,028	29,643	29,153	28,560	28,022	27,487	
年 齢 別	年少人口 (人)	3,391	3,238	3,144	2,981	2,860	2,754
	生産年齢人口 (人)	16,908	16,479	16,029	15,493	15,060	14,520
	老年人口 (人)	9,729	9,926	9,980	10,086	10,102	10,213
世帯数 (世帯)	11,414	11,485	11,504	11,432	11,452	11,449	
一世帯当たり人員 (人/世帯)	2.63	2.58	2.53	2.50	2.45	2.40	

資料：住民基本台帳調査(各年3月末現在)

各人口指数の推移をみると、老年人口指数、従属人口指数、老年化指数が増加しており、高齢化の進行とともに、支え手となる世代の人口減少がみられることから、地域での担い手不足や、年金など、社会保障の1人当たり負担が高まることが懸念されます。

図表 人口指数  
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
年少人口指数※1	20.1	19.6	19.6	19.2	19.0	19.0
老年人口指数※2	57.5	60.2	62.3	65.1	67.1	70.3
従属人口指数※3	77.6	79.9	81.9	84.3	86.1	89.3
老年化指数※4	286.9	306.5	317.4	338.3	353.2	370.8

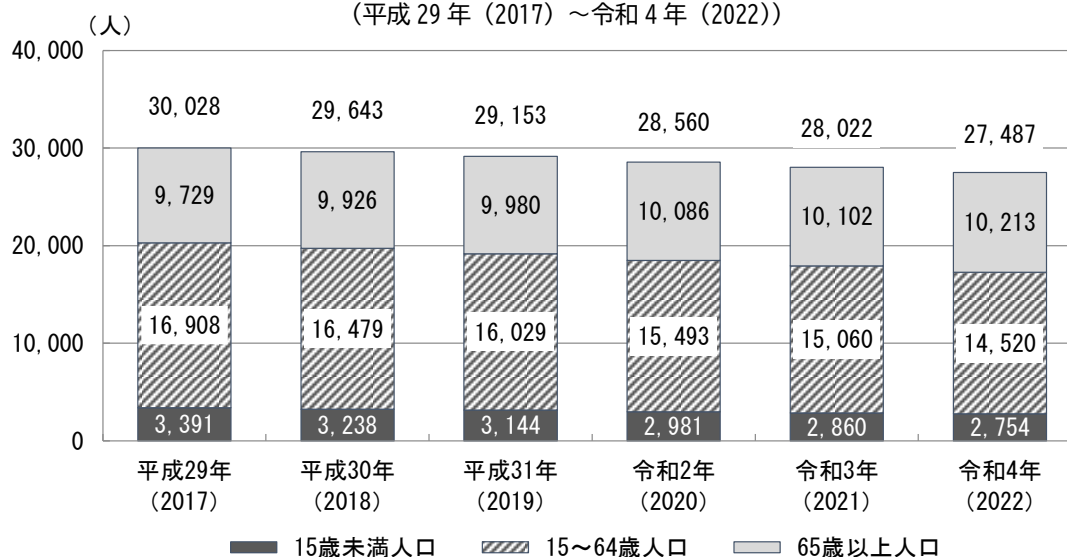
資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

- ※1 年少人口指数：生産年齢人口（15～64歳）100人が何人の年少人口（0～14歳）を扶養しているかを示し、人口の若年化の程度を知る指数。（年少人口指数＝年少人口÷生産年齢人口×100）
- ※2 老年人口指数：生産年齢人口100人に対し、社会的・経済的な面で支援の必要な老年人口が何人になるかを示し、人口の高齢化を知る指数。（老年人口指数＝老年人口÷生産年齢人口×100）
- ※3 従属人口指数：働き手である生産年齢人口100人に対し、子どもと高齢者（従属人口）をどれだけ養うかを表す指数。（（年少人口＋老年人口）÷生産年齢人口×100）
- ※4 老年化指数：年少人口に対する老年人口の大きさを示し、人口の高齢化の程度を知る一つの指標で、生産年齢人口の多少による影響を除いているため、人口高齢化の程度をより端的に示す指数。これが高いと、老年人口が多いこと、あるいは将来の人口を支える年少人口が少ないことを意味しています。（老年化指数＝老年人口÷年少人口×100）

## (2) 年齢別人口

直近の人口推移として、住民基本台帳による平成29年(2017年)以降の総人口は、年齢3区分で見ると、64歳以下の2区分の人口が減少傾向となる反面、高齢者人口は増加している状況です。

図表 年齢別人口(3区分)  
(平成29年(2017)～令和4年(2022))



資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

図表 (参考) 地区別人口

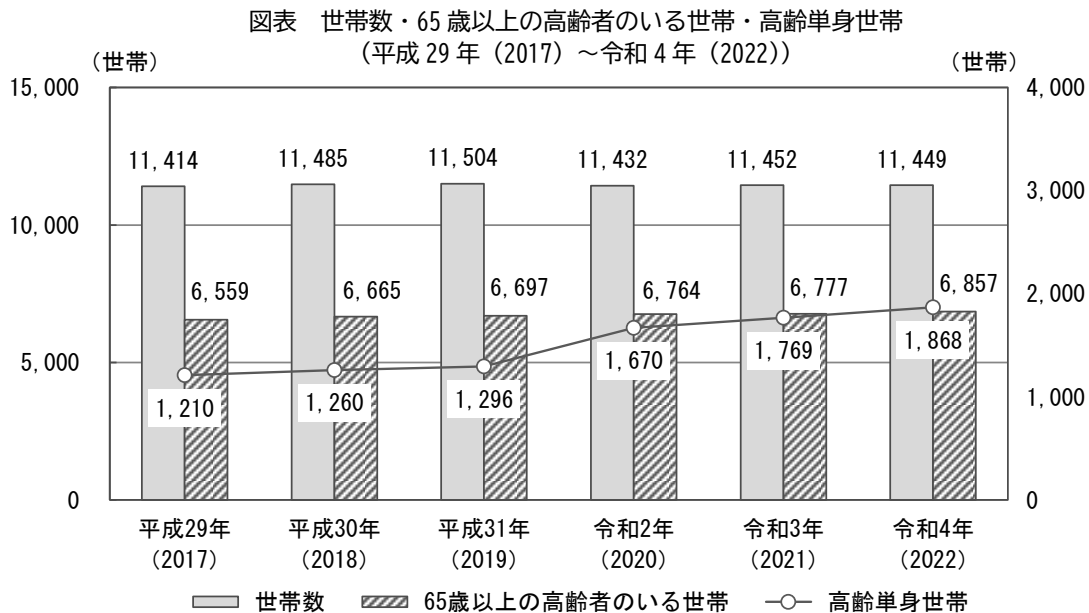
区 分	角田地区	横倉地区	小田地区	枝野地区	藤尾地区	東根地区	桜地区	北郷地区	西根地区	計
総 数 (人)	10,399	2,847	607	1,490	2,251	1,093	3,418	3,381	2,001	27,487
0～4歳	305	68	8	22	33	15	111	78	20	660
5～9歳	398	106	17	29	59	19	120	96	27	871
10～14歳	531	144	19	49	105	27	158	133	57	1,223
15～19歳	523	151	21	67	108	53	132	134	65	1,254
20～24歳	487	94	16	43	89	42	138	122	57	1,088
25～29歳	393	87	8	39	60	25	130	103	62	907
30～34歳	467	113	23	64	71	31	158	123	65	1,115
35～39歳	602	174	30	70	104	62	182	151	74	1,449
40～44歳	719	182	36	5	118	57	208	184	92	1,601
45～49歳	741	204	34	113	143	43	234	205	136	1,853
50～54歳	683	160	30	105	127	58	180	207	93	1,643
55～59歳	571	150	32	108	148	68	167	217	118	1,579
60～64歳	698	186	48	140	200	94	226	258	181	2,031
65～69歳	761	254	85	166	225	138	298	311	229	2,467
70～74歳	884	304	94	173	247	131	316	356	261	2,766
75～79歳	545	196	33	87	101	61	196	215	137	1,571
80～84歳	471	123	24	83	113	64	157	190	119	1,344
85～89歳	368	85	27	70	129	58	157	155	110	1,159
90歳以上	252	66	22	57	71	47	150	143	98	906
総 計 (人)	10,399	2,847	607	1,490	2,251	1,093	3,418	3,381	2,001	27,487
15歳未満	1,234	318	44	100	197	61	389	307	104	2,754
15～64歳	5,884	1,501	278	754	1,168	533	1,755	1,704	943	14,520
65歳以上	3,281	1,028	285	636	886	499	1,274	1,370	954	10,213
前期高齢者	1,645	558	179	339	472	269	614	667	490	5,233
後期高齢者	1,636	470	106	297	414	230	660	703	464	4,980

資料：住民基本台帳調査（令和4年3月末現在）

### (3) 世帯・65歳以上の高齢者のいる世帯・高齢単身世帯

世帯数は年々増加傾向にありましたが、令和4年（2022年）には減少に転じています。

一方で、65歳以上の高齢者のいる世帯及び高齢者単身世帯は増加傾向にあります。特に高齢者単身世帯数は、平成29年（2017年）と令和3年（2021年）を比較すると約1.5倍に増加しています。



区 分	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)
世帯数 (世帯)	11,414	11,485	11,504	11,432	11,452	11,449
65歳以上の高齢者のいる世帯	6,559	6,665	6,697	6,764	6,777	6,857
高齢単身世帯	1,210	1,260	1,296	1,670	1,769	1,868

資料：市民課（各年3月末現在）

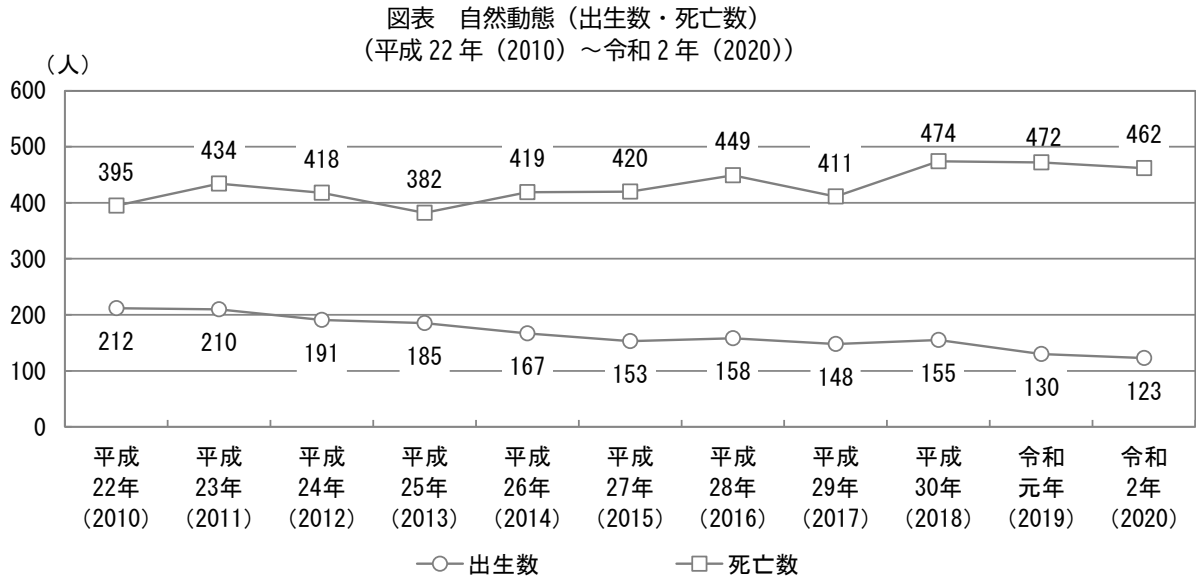
図表 (参考) 地区別世帯数

区 分	角田地区	横倉地区	小田地区	枝野地区	藤尾地区	東根地区	桜地区	北郷地区	西根地区	計
世帯数 (世帯)	4,533	1,207	247	656	838	424	1,442	1,350	752	11,449
65歳以上の高齢者のいる世帯	2,259	713	186	422	583	321	880	896	597	6,857
高齢単身世帯	766	220	47	96	162	62	211	166	138	1,868

資料：市民課（令和4年3月末現在）

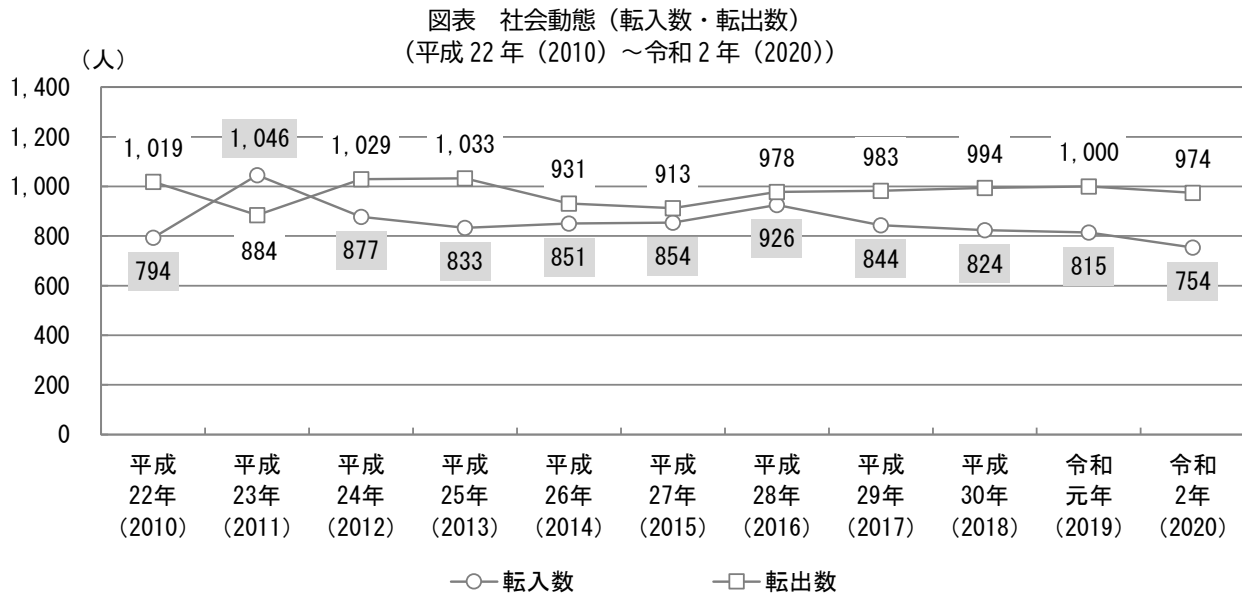
## 2 人口移動

平成 22 年（2010 年）から令和 2 年（2020 年）までの人口移動の状況を見ると、自然動態（出生・死亡）については死亡者数が出生者数を上回り続けています。



資料：人口移動調査（各年 12 月末現在）

一方、社会動態（転入・転出）では、平成 23 年（2011 年）に転入者数が転出者数を上回りますが、平成 24 年（2012 年）以降は転出者数を下回る傾向が続いています。

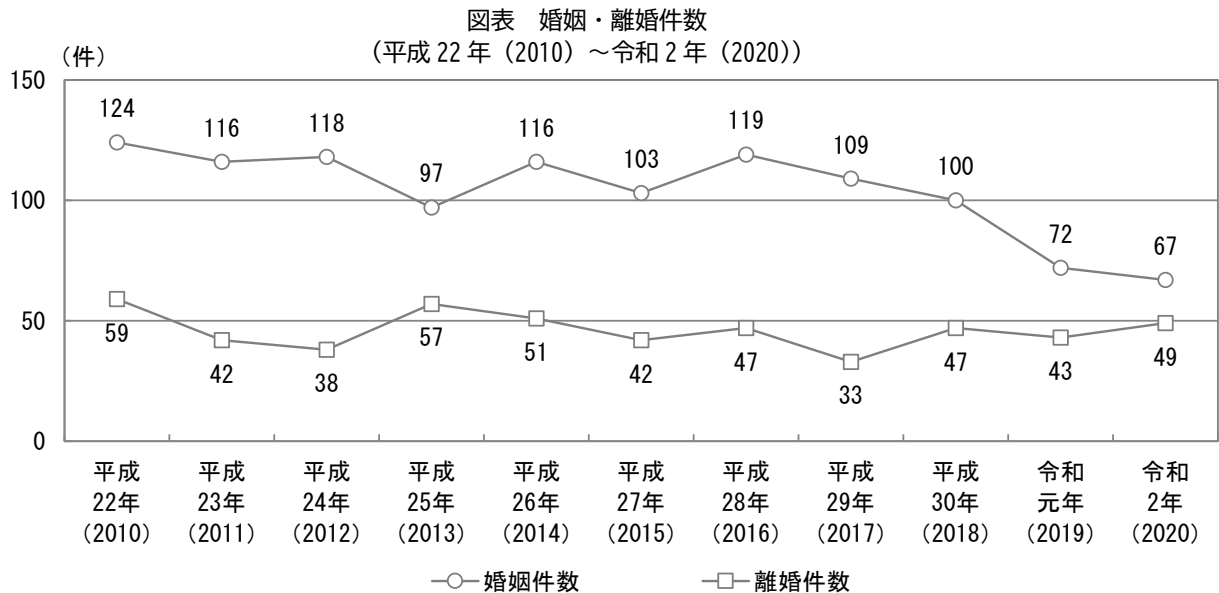


※数値網掛けは転入数

資料：人口移動調査（各年 12 月末現在）

### 3 婚姻・離婚

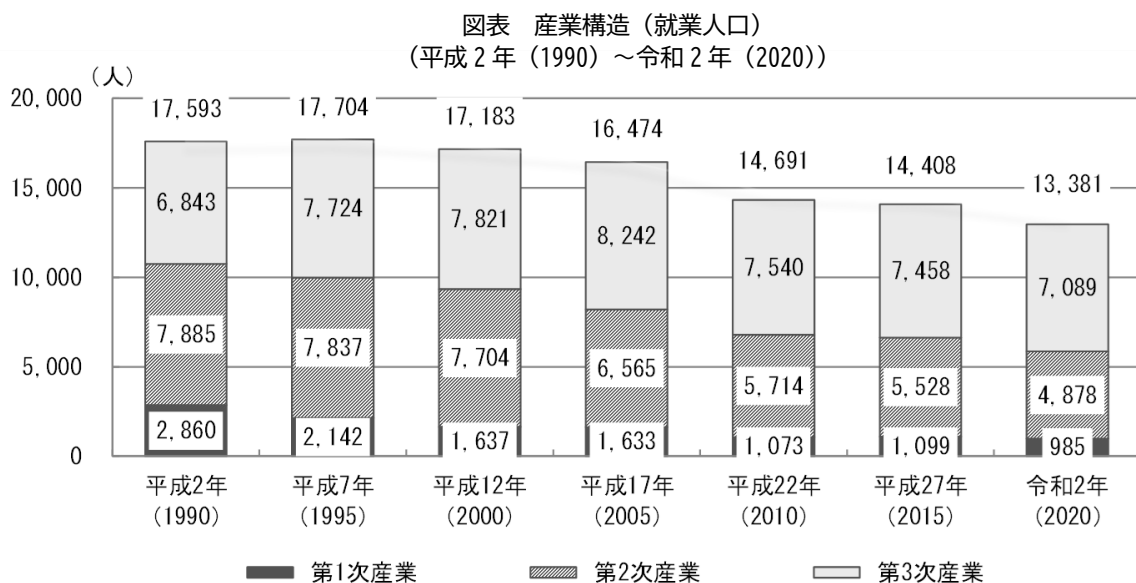
平成22年（2010年）以降の婚姻・離婚件数をみると、期間における婚姻数の平均は103.7件、離婚件数の平均は46.2件となっています。



### 4 産業・労働力

#### (1) 産業構造（就業人口）

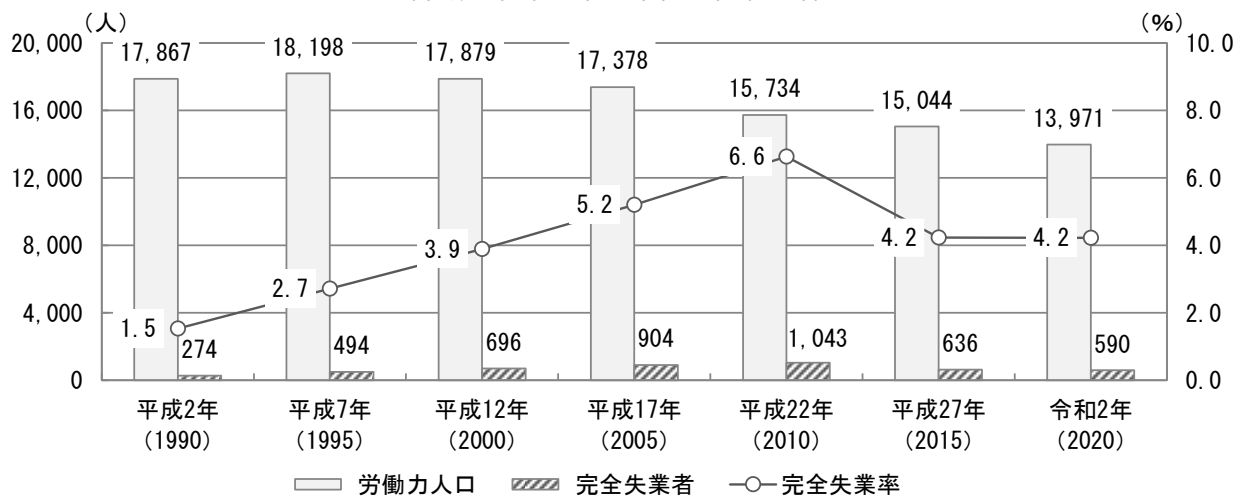
国勢調査による令和2年（2020年）の就業者総数は13,381人となっています。



## (2) 労働力人口・完全失業者数・完全失業率

国勢調査による令和2年(2020年)の労働力人口は13,971人、完全失業者数は590人、完全失業率は4.2%となっています。

図表 労働力人口・完全失業者数・完全失業率の推移  
(平成2年(1990)～令和2年(2020))



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

## 第2節 角田市の福祉を取り巻く概況

### 1 子ども・子育て

#### (1) 就学前児童数

就学前児童数は減少傾向にあります。出生者数は令和元年（2019年）以降、僅かずつ減少の傾向となっています。高齢者人口が大きく増加している中、生産年齢人口や年少人口は減少傾向が続き、少子高齢化の構造が顕著となっています。

図表 就学前児童数  
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
就学前児童数 (人)	1,075	1,008	967	901	854	822
0歳児	166	139	146	128	111	115
1歳児	148	172	144	141	132	122
2歳児	168	154	167	139	142	132
3歳児	190	168	160	163	145	141
4歳児	189	189	166	162	164	150
5歳児	214	186	184	168	160	162

資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）



## (2) 保育所・幼稚園・児童館（センター）等への入所児童数

令和4年（2022年）における保育所の入所児童数は329人、小規模保育児業は19人、私立幼稚園は180人となっています。

なお、認定こども園は平成30年（2018年）4月1日に「なかよしこどもえん」が開園し、令和4年（2022年）において97人が入所しています。

図表 保育所・幼稚園・児童館（センター）等への入所児童数  
（平成29年（2017）～令和4年（2022））

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
保育所 (人)	326	307	320	324	325	329
角田保育所	135	125	-	-	-	-
中島保育所	191	182	175	181	186	182
角田光の子保育園	-	-	145	143	139	147
小規模保育事業 (人)	20	19	17	20	16	19
角田なかよし保育園	11	11	8	11	10	10
さくら保育園	9	8	9	9	6	9
公立幼稚園 (人)	18	13	11	4	-	-
枝野幼稚園	12	9	9	4	-	-
西根幼稚園	6	4	2	-	-	-
私立幼稚園 (人)	223	215	202	199	191	180
角田幼稚園	34	34	28	-	-	-
角田カトリック幼稚園	77	77	66	62	56	56
ミネ幼稚園	112	104	108	137	135	124
児童館・児童センター (人)	74	50	36	21	-	-
横倉児童館	18	18	12	5	-	-
金津児童センター	8	4	8	5	-	-
東根児童センター	3	2	0	0	-	-
桜児童センター	24	14	8	7	-	-
北郷児童センター	21	12	8	4	-	-

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

図表 認定こども園の入所数  
（平成29年（2017）～令和4年（2022））

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
認定こども園 (人)	-	59	73	93	92	97

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

### (3) 児童・生徒数

平成29年(2017年)以降の児童・生徒数は、少子化の影響もあり減少傾向がみられ、令和4年(2022年)の小学校の児童数は1,121人、中学校の生徒数は769人となっています。

図表 児童・生徒数  
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
小学校 (人)	1,474	1,463	1,392	1,288	1,200	1,121
角田小学校	643	651	640	589	554	534
横倉小学校	194	187	167	162	156	151
枝野小学校	81	86	75	71	57	48
藤尾小学校	118	115	106	98	98	81
桜小学校	158	164	170	161	160	163
東根小学校	36	31	28	18	-	-
北郷小学校	159	150	138	134	126	144
西根小学校	85	79	68	55	49	-
中学校 (人)	795	734	744	747	776	769
角田中学校	443	421	431	470	505	555
金津中学校	123	102	101	66	49	-
北角田中学校	229	211	212	211	222	214

※ 東根小学校は令和3年(2021年)から桜小学校へ統合。  
西根小学校及び金津中学校は令和4年(2022年)3月末に閉校。

資料：教育総務課(各年5月1日現在)

### (4) 放課後児童クラブの利用者数

平成29年(2017年)以降の放課後児童クラブの利用者数は、令和元年(2019年)まで増加傾向がみられますが、その後は減少傾向となっており、令和4年(2022年)の利用者数は275人となっています。

図表 放課後児童クラブの利用者数  
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
放課後児童クラブ利用者数 (人)	327	328	347	289	283	275

資料：子育て支援課(各年5月1日現在)

## (5) 角田市子育て支援センターまめっこの利用者数

平成 29 年（2017 年）以降の角田市子育て支援センターまめっこの利用者数は、平成 31 年（2019 年）まで増加がみられますが、その後は減少傾向となっており、令和 4 年（2022 年）の利用者数は 1,938 人となっています。

図表 角田市子育て支援センターまめっこの利用者数  
(平成 29 年 (2017) ~令和 4 年 (2022))

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
まめっこの利用者数 (人)	5,450	6,535	7,201	4,983	1,718	1,938

※角田市子育て支援センターまめっこの利用者数は「自由来館者」と「事業参加者」の合計。

資料：子育て支援課（各年 3 月末現在）

## (6) 母子・父子世帯数

平成 29 年（2017 年）以降の母子・父子世帯数は、平成 29 年（2017 年）以降減少傾向となっており、令和 4 年（2022 年）の母子世帯数は 238 世帯、父子世帯数は 13 世帯となっています。

図表 母子・父子世帯数  
(平成 29 年 (2017) ~令和 4 年 (2022))

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
母子世帯 (世帯)	289	278	259	251	248	238
父子世帯 (世帯)	21	19	13	11	11	13

資料：子育て支援課（各年 3 月末現在）

## 2 高齢者（要介護認定者）

### （1）被保険者・要介護認定者・認定率

介護保険被保険者数及び要介護認定者数については増加の傾向となりますが、要介護認定者数について当面は1,750人前後で推移するものと見込まれています。

図表 被保険者・要介護認定者・認定率  
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
総数 (人)	9,780	9,943	9,996	10,076	10,137	10,172
1号被保険者 (人)	9,745	9,906	9,958	10,039	10,098	10,135
2号被保険者 (人)	35	37	38	37	39	37
認定者数 (人)	1,752	1,780	1,756	1,792	1,743	1,725
要支援	436	444	430	457	439	426
要支援1	160	165	161	163	168	170
要支援2	276	279	269	294	271	256
要介護	1,316	1,336	1,326	1,335	1,304	1,299
要介護1	335	309	312	320	342	361
要介護2	309	318	322	299	274	281
要介護3	264	275	279	291	258	239
要介護4	248	275	269	290	274	270
要介護5	160	159	144	135	156	148
認定率 (%)	17.2	17.7	17.0	17.3	17.1	—

資料：介護保険事業状況報告（認定率のみ年報）・健康長寿課（各年9月末現在）

### （2）認知症高齢者数

認知症高齢者数については概ね年々増加傾向にあり、令和3年(2021年)10月末現在では1,481人となっています。

図表 認知症高齢者数  
(平成29年(2017)～令和3年(2021))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
認知症高齢者数	1,382	1,389	1,421	1,519	1,481
自立度(Ⅱ)	838	824	880	964	949
自立度(Ⅲ以上)	544	565	541	555	532

資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」（各年10月末現在）

### 3 障害者（手帳所持者）

#### （1）障害者手帳所持者

本市に在住する障害者数（手帳交付者）は、令和4年（2022年）現在で1,639人、総人口の6.0%（令和4年（2022年）住民基本台帳総人口（27,487人）に対する割合）を占めています。障害種別についてみると、身体障害者手帳所持者が障害者全体の63.7%を占めています。

図表 障害者手帳所持者  
（平成29年（2017）～令和4年（2022））

区 分	平成29年 （2017）	平成30年 （2018）	平成31年 （2019）	令和2年 （2020）	令和3年 （2021）	令和4年 （2022）
障害者手帳所持者（人）	1,711	1,753	1,837	1,656	1,628	1,639
身体障害者手帳所持者	1,169	1,178	1,228	1,046	1,038	1,032
療育手帳所持者	334	344	354	347	354	359
精神障害者保健福祉手帳所持者	208	231	255	263	236	248

資料：社会福祉課（各年3月末現在）

#### （2）身体障害者手帳所持者

本市における身体障害者手帳所持者数は平成31年（2019年）まで増加傾向がみられますが、それ以降は減少傾向にあります。手帳の等級別では各年「1級」が最も多く、令和4年（2022年）の所持者数は1,032人、障害別では、肢体不自由が身体障害のある人全体の半数近くを占めています。

図表 身体障害者手帳所持者（等級別）  
（平成29年（2017）～令和4年（2022））

区 分	平成29年 （2017）	平成30年 （2018）	平成31年 （2019）	令和2年 （2020）	令和3年 （2021）	令和4年 （2022）
身体障害者手帳所持者（人）	1,169	1,178	1,228	1,046	1,038	1,032
1級	364	352	345	312	304	304
2級	177	178	188	158	154	155
3級	194	200	216	179	178	175
4級	261	272	297	244	251	247
5級	91	94	97	81	87	88
6級	82	82	85	72	64	63

資料：社会福祉課（各年3月末現在）

図表 身体障害者手帳所持者（障害別）  
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
身体障害者手帳所持者（人）	1,169	1,178	1,228	1,046	1,038	1,032
視覚障害	62	62	55	51	54	53
聴覚・平衡機能障害	127	128	126	114	106	105
音声・言語・そしゃく機能障害	16	17	22	18	17	12
肢体不自由	582	583	604	496	486	484
内部障害	382	388	421	367	375	378

資料：社会福祉課（各年 3 月末現在）

### （3）療育手帳所持者

平成 29 年（2017 年）以降の療育手帳所持者数は概ね年々増加傾向にあり、令和 4 年（2022 年）の判定別では、重度である A 判定の方より B 判定の方が多く、療育手帳所持者の 6 割以上を占めています。

図表 療育手帳所持者（判定別）  
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
療育手帳所持者（人）	334	344	354	347	354	359
A	124	129	130	126	123	126
B	210	215	224	221	231	233

資料：社会福祉課（各年 3 月末現在）

### （4）精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和 2 年（2020 年）まで増加傾向にあり、その後は増減推移がみられ、令和 4 年（2022 年）では 248 人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）  
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
精神障害者保健福祉手帳所持者（人）	208	231	255	263	236	248
1 級	41	38	40	31	28	31
2 級	114	125	139	140	133	137
3 級	53	68	76	92	75	80

資料：社会福祉課（各年 3 月末現在）

## (5) 療育手帳取得状況（子ども）

平成 29 年（2017 年）以降の療育手帳取得数は概ね年々増加傾向にあり、令和 4 年（2022 年）の判定別では、重度である A 判定の方より B 判定の方が多く、療育手帳取得数の 7 割以上を占めています。

図表 療育手帳取得状況（判定別）  
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
療育手帳取得数 (人)	29	31	37	20	40	21
A	9	7	7	3	12	5
B	20	24	30	17	28	16

資料：子育て支援課（各年 3 月末現在）

## (6) 障害児保育利用

本市における障害児保育利用人数は平成 29 年（2017 年）以降増減推移がみられ、令和 4 年（2022 年）では 3 人となっています。

図表 障害児保育利用  
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
障害児保育利用人数 (人)	2	7	6	3	1	3

資料：子育て支援課（各年 3 月末現在）

## 4 生活保護世帯・人員

平成 29 年(2017 年)以降の生活保護世帯数及び生活保護人員数は増減推移がみられ、令和 4 年(2022 年)では生活保護世帯数は 95 世帯、生活保護人員数は 120 人となっています。

図表 生活保護世帯・人員  
(平成 29 年(2017)～令和 4 年(2022))

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
生活保護世帯数 (世帯)	84	91	91	85	90	95
生活保護人員 (人)	106	114	111	103	109	120

資料：社会福祉課（各年 3 月末現在）

## 5 安全安心

平成 29 年(2017 年)以降の市内の自主防災組織数は、平成 30 年(2018 年)まで増加傾向にあり、令和 4 年(2022 年)では 79 (83) 組織となっています。

また、犯罪認知件数は、増減推移がみられ、令和 3 年(2021 年)では 74 件となっており、平成 27 年(2015 年)の件数の半数以下となっています。

図表 自主防災組織数・率  
(平成 29 年(2017)～令和 4 年(2022))

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
自主防災組織数 <sup>※1</sup> (組織)	79 (87)	80 (88)	80 (88)	80 (88)	80 (88)	79 (83)
自主防災組織率 <sup>※2</sup> (%)	94	95	95	95	95	89

※1 自主防災組織数の丸カッコ内は対応する行政区数。

※2 自主防災組織率は行政区数に対する割合。

資料：防災安全課（各年 3 月末現在）

図表 犯罪認知件数  
(平成 29 年(2017)～令和 3 年(2021))

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
犯罪認知件数 (件数)	118	95	112	99	74

※刑法犯認知件数

資料：防災安全課（各年 12 月末現在）



## 6 虐待相談・通報状況

平成 29 年（2017 年）以降の児童虐待の相談・通報件数は、令和 3 年（2021 年）の 97 件が最も多く、増加傾向にありましたが、令和 4 年（2022 年）は 88 件へ減少しています。

高齢者虐待の対象件数は、年々増加し、令和 2 年（2020 年）の 22 件が最も多くなっています。

障害者虐待の相談・通報件数は、各年 0～3 件で推移しており、平成 30 年（2018 年）の 3 件が最も多くなっています。

配偶者等からの暴力相談・通報件数は、令和 2 年（2020 年）の 527 件が最も多く、前年である平成 31 年（2019 年）の件数の約 3 倍となっています。

図表 児童虐待相談・通報状況  
(平成 29 年 (2017) ~令和 4 年 (2022))

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
相談・通報件数 (件数)	55	67	72	82	97	88
認定件数 (件数)	49	27	32	49	54	66

資料：子育て支援課（各年 3 月末現在）

図表 高齢者虐待相談・通報状況  
(平成 29 年 (2017) ~令和 4 年 (2022))

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
相談・通報件数※ (件数)	104	41	51	83	111	90
認定件数 (件数)	5	14	22	22	18	14

※相談・通報件数は延べ件数

資料：地域包括支援センター（各年 3 月末現在）

図表 障害者虐待相談・通報状況  
(平成 29 年 (2017) ~令和 4 年 (2022))

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
相談・通報件数 (件数)	1	3	1	1	1	1
認定件数 (件数)	0	0	0	0	0	0

資料：社会福祉課（各年 3 月末現在）

図表 配偶者等からの暴力相談・通報状況  
(平成 29 年 (2017) ~令和 4 年 (2022))

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
相談・通報件数※ (件数)	—	182	178	527	185	166
認定件数 (件数)	—	2	0	0	0	1

※相談・通報件数は延べ件数

資料：子育て支援課（各年 3 月末現在）

## 第3節 地域福祉の担い手の現状

### 1 民生委員児童委員

平成 29 年（2017 年）以降の民生委員児童委員についてみると、令和 4 年（2022 年）では民生委員が 81 人、主任児童委員が 7 人となっています。

また、相談内容別に相談件数をみると、令和 4 年（2022 年）において、「在宅福祉」が 155 件と最も多く、「その他（高齢関係）」が 118 件、「日常的な支援」が 102 件と続きます。

図表 民生委員児童委員数  
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
民生委員 (人)	78	79	80	81	81	81
角田地区	23 (24)	24 (24)	24 (24)	24 (24)	24 (24)	24 (24)
横倉地区	5 (6)	5 (6)	6 (6)	7 (7)	7 (7)	7 (7)
小田地区	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
枝野地区	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
藤尾地区	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)
東根地区	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
桜地区	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)
北郷地区	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9 (9)
西根地区	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)
主任児童委員 (人)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	6 (7)	7 (7)	7 (7)

※丸カッコ内は定数

資料：社会福祉課（各年 3 月末現在）

図表 民生委員児童委員相談件数（相談内容別）

区 分	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・ 母子保健	子どもの 地域生活	生活費	年金・保険
相談件数 (件)	155	53	14	4	4	0	6
	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な 支援	その他（高齢関係）	
	0	1	9	22	102	118	

資料：社会福祉課（令和 4 年 3 月末現在）

## 2 食生活改善推進員・認知症サポーター

食生活改善推進員についてみると、令和2年（2020年）以降減少傾向にあり、令和4年（2022年）年では98人となっています。

また、認知症サポーター（養成講座受講者）は、令和4年（2022年）330人となっています。

図表 食生活改善推進員・認知症サポーター  
（平成29年（2017）～令和4年（2022））

区分	平成29年 （2017）	平成30年 （2018）	平成31年 （2019）	令和2年 （2020）	令和3年 （2021）	令和4年 （2022）
食生活改善推進員（人）	119	117	109	117	113	98
認知症サポーター（人）	698	486	494	332	327	330

資料：健康長寿課、地域包括支援センター（各年3月末現在）

## 3 ボランティア団体・会員

ボランティア団体・会員数についてみると、令和4年（2022年）の団体数は36団体、会員数は1,418人となっています。

図表 ボランティア団体・会員数  
（平成29年（2017）～令和4年（2022））

区分	平成29年 （2017）	平成30年 （2018）	平成31年 （2019）	令和2年 （2020）	令和3年 （2021）	令和4年 （2022）
団体数（団体）	38	35	35	36	36	36
会員数（人）	1,217	1,246	1,246	1,387	1,390	1,418

資料：角田市社会福祉協議会（各年3月末現在）

## 4 老人クラブ

老人クラブの会員数についてみると、クラブ数・会員数ともに年々減少傾向にあり、令和4年（2022年）ではクラブ数が35団体、会員数は923人となっています。

地区別にみると、桜地区がクラブ数・会員数ともに最も多く、令和4年（2022年）ではクラブ数が8団体、会員数は233人となっています。

図表 老人クラブ・会員数  
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
クラブ数 (団体)	49	46	43	41	40	35
会員数 (人)	1,456	1,326	1,211	1,130	1,049	923

資料：角田市社会福祉協議会（各年3月末現在）

図表 老人クラブ・会員数（地区別）

区 分	角田 地区	横倉 地区	小田 地区	枝野 地区	藤尾 地区	東根 地区	桜 地区	北郷 地区	西根 地区
クラブ数 (団体)	7	0	0	0	7	5	8	2	6
会員数 (人)	220	0	0	0	149	118	233	32	171

資料：角田市社会福祉協議会（令和4年3月末現在）

## 5 シルバー人材センター

シルバー人材センターの会員数についてみると、令和4年（2022年）年では444人となっています。

図表 シルバー人材センター会員数  
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
会員 (人)	443	448	474	475	453	444
角田地区	160	158	162	155	143	135
横倉地区	62	64	65	62	56	55
小田地区	15	15	17	15	15	14
枝野地区	21	19	22	25	23	26
藤尾地区	46	48	52	54	49	51
東根地区	14	16	20	22	23	22
桜地区	37	36	37	38	36	38
北郷地区	45	47	49	51	50	48
西根地区	43	45	50	53	58	55

資料：健康長寿課（各年3月末現在）

## 6 主な保健・医療・福祉施設

主な保健・医療・福祉施設についてみると、「公民館・集会所」は各地区にあり、令和4年（2022年）では市内全体で93箇所となっています。

また、市内における「障害者施設」は15箇所、「介護保険施設」は12箇所、「歯科医院」は10箇所、「一般診療」は8箇所、「放課後児童クラブ」は6箇所、「病院」は3箇所、「保育所」、「幼稚園」、「小規模保育施設」がそれぞれ2箇所ずつ、「認定こども園」、「児童館・児童センター」、「子育て支援センター」、「保健福祉施設」がそれぞれ1箇所ずつとなっています。

図表 主な保健・医療・福祉施設数（地区別）

区分	角田地区	横倉地区	小田地区	枝野地区	藤尾地区	東根地区	桜地区	北郷地区	西根地区	計
病院	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3
一般診療	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
歯科医院	7	1	0	0	0	0	2	0	0	10
保育所	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
幼稚園	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
認定こども園	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小規模保育施設	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
放課後児童クラブ	1	1	0	1	1	0	1	1	0	6
児童館・児童センター	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
子育て支援センター	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
保健福祉施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
介護保険施設	5	2	0	0	0	0	4	1	0	12
障害者施設	7	1	0	1	0	0	5	1	0	15
公民館・集会所	20	5	7	10	11	10	8	10	12	93

資料：健康長寿課、子育て支援課、社会福祉課、まちづくり政策課（令和4年3月末現在）

## 第4節 民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見

民生委員児童委員ワークショップや角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見を踏まえて、基本目標案を導き出しました。

### 角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見

- ・地域で気軽に障害や生活困窮について話し合えるようになるとよい。
  - ・地域福祉という言葉が市民に浸透するとよい。
  - ・福祉ボランティアの情報提供や学習会を開催し、自発的な取り組みを支援すればよいのではないか。
  - ・生涯学習課とタイアップしたり、中学生向けの認知症サポーター講座などは大切である。
  - ・元気な高齢者を見つけてその方に担い手になってもらう。そのために地域の集まりから情報を収集できるとよい。
  - ・中高生から地域イベントに参加することが担い手づくりにつながるのではないか。
- ・廃校で高齢者大学をすることにより、地域で異世代の交流が図られるのではないか。
  - ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を活用し、地域ぐるみで健康の維持・増進に取り組めるとよい。
  - ・民生委員児童委員や行政区、学校などが連携し、多様化する地域での相談に対応できるようになるとよい。
  - ・地域で支援を必要としている人を民生委員児童委員など適切な相談者につなげる仕組みがあるとよい。
  - ・生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員を活用し、支援のニーズを収集する。
  - ・地域に出向き、どのような相談ニーズがあるか把握することが大事である。
  - ・公共交通のネットワークが充実すればよいが、地域の助け合いにより移動の仕組みが構築されるとよい。
- ・自治センターで相談できる体制を構築できないか。
  - ・福祉総合相談窓口を設置するとよい。
  - ・地域包括支援センターが自治センターへ出前相談日を設定するとよい。
  - ・民生委員と子どもケアハウス職員の連携が強化されるとよい。
  - ・昔は保健師も地区担当制をとっており、自治センター職員や区長、民生委員とともに、地域の健康づくりを行っていた。
  - ・地区（人）のことは自治センターに聞くとわかるというのもとても心強くありました。
- ・地区防災計画の取組により、地区での話し合いや防災訓練などが実施され、要支援者のフォローにつながるとよい。
  - ・要支援者台帳や個別避難計画と、地区防災計画の連携も図っていききたい。
  - ・生活環境課が実施している人権相談を推進し、地域福祉につながるとよい。
  - ・成年後見制度の利用が促進されるとよい。
  - ・再犯防止に向けた取組を推進できればよい。
  - ・防災の集まりを機会に、地区での交流増・異世代交流・相談の機会増・意見の吸い上げなどにつながる。

民生委員児童委員ワークショップでの意見

- ・若い世代の参加が欲しい。
- ・コロナ前の行事を実施したい。
- ・区役員のなり手がいない。
- ・地区 PTA に入らない人が増えている。
- ・高齢者のゴミ出しが困難である。

導き出した基本目標案

生きがいを  
もちたい

- ・孤立した方が増えている。
- ・あらゆる世代が楽しむ場所が欲しい。
- ・高齢世帯が引きこもりしている。
- ・若い人が集まれる施設がない。
- ・路線バスがあるとよい。
- ・デマンドタクシーの目的地までの経路短縮。

社会と  
つながりたい

- ・どこに相談すればよいかわからない。
- ・引きこもりの高齢者が増えている。
- ・子どもが少ない
- ・産婦人科や小児科がない。
- ・いろいろな申請を簡単にしてほしい。

何でも  
相談したい

- ・災害時の声かけに不安。
- ・消防団員がいない。
- ・空き家が多い。
- ・不法投棄が増えている。

安心して  
暮らしたい

## 第5節 地域福祉にかかる主要課題の整理

---

### 1 生きがいを持って暮らせる地域づくりに向けて

#### (1) 地域福祉への理解・関心

- 誰もが安心して暮らせる地域づくりには、福祉関係機関・団体はもちろん地域住民相互の助け合いや支え合いの活動が不可欠であり、そのためには多くの市民が地域福祉に対する理解を深めることができるよう、様々な機会を通じて地域福祉への理解や福祉への関心を深める取組が求められます。

#### (2) 地域活動・ボランティア活動への参加

- 市民意識調査では、ボランティアやNPO活動、地域活動に“関心がある”（「とても関心がある」、「ある程度関心がある」）と回答した方は、5割強（52.8%）である一方で参加については、「参加したことがない」が55.7%と最も高く、「参加することができない」（13.2%）を合わせると7割近く（66.0%）参加経験がないと回答しています。
- ボランティア活動やNPO活動、地域活動に「参加したことがない」、「参加することができない」理由としては、「仕事や家事、育児、介護等、ほかにやることがあって忙しいから」、「何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」をその理由として挙げており、今後様々な世代の市民が自発的な動機で活動に参加する機会を増やすことは、地域福祉を推進するうえで重要なことであることから、今後はボランティア活動へ参加しやすい環境を整えていくことも重要となります。

#### (3) 地域での活動を担う人材の育成、地域福祉活動団体への支援

- 本市の地域における支え合いは、自治会活動をはじめ、民生委員児童委員、ボランティア団体など、多様な主体によって行われていますが、担い手の不足や固定化、高齢化が懸念され、活動を担う人材の育成に努める必要があります。
- 地域福祉活動を進めるために「人」の力は欠かせません。活動団体への調査では、多くの団体で「活動のマンネリ化」、「スタッフ不足」といった課題を抱えており、持続可能な活動に向けたマンパワーの確保は、今後ますます重要となります。



## 2 身近なつながりの持てる地域に向けて

### (1) 地域とのつながりの希薄化

- 市民への市民意識調査結果から、近所の人との付き合いについて、「ある程度付き合っている」と回答する割合が、回答全体では45.8%を占める一方で、若い世代や働き盛りの世代など、20歳未満～40歳代にかけては「あまり付き合っていない」と回答する割合が高くなっており、地域とのつながりの希薄化が懸念されます。
- 世帯状況の推移からは、今後核家族化、ひとり暮らし世帯、高齢者世帯の増加などにより、周囲の気づきやつながりを維持していくことが難しくなると考えられます。そのため、気軽に誰かと話をしたり、集える場は、地域の中で孤立するリスクを大きく低下させ、身近なつながりの持てる地域の拠点、困りごとをすくい上げる機会として期待されます。

### (2) 身近な関わりがつなぐ支え合いの輪

- 市民意識調査から、将来に対して「自身や家族の健康」、「収入・家計」、「介護」、「災害」など、様々な不安を抱えています。また、主な相談相手は「家族」、「友人・知人」であり、市民の様々な悩みや困りごとに「我が事」として関わる支え合いは、支援につながる第一歩として、引き続き重要となります。
- 民生委員児童委員、社会福祉協議会は、相談や専門機関への身近なつなぎ役として期待されており、各団体と連携を図りながら、必要な相談や支援につなぐ支え合いの輪を広げていくことが重要となります。

### 3 様々な困りごとを相談や支援につなぐ仕組みづくりに向けて

#### (1) 福祉サービスの利用につながる仕組み・質量の確保、向上

- 困ったときにいつでも情報の入手や気軽に相談ができ、必要な支援につながるよう、わかりやすい情報の発信や身近な相談支援体制が必要です。
- 福祉サービスの利用に関しては、福祉サービスを必要とする人が情報を入手しやすい仕組みづくりとともに、サービス利用希望者が自らの意思でサービスを選択できるよう、利用しやすい仕組みづくりや希望するサービスの質・量の確保、向上が求められています。

#### (2) 制度の狭間にある市民への対応・包括的な支援の構築

- 高齢者・障害のある人、子育て家庭、特別な支援が必要な子どもといった対象ごとの課題に加え、孤立、自殺、虐待の社会問題化等、困りごとは様々です。  
また、民生委員児童委員・サロン団体ヒアリング調査から、「8050 問題」や「ヤングケアラー」、「ダブルケア」など、複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間のニーズを抱える市民が顕在化しています。
- 様々な福祉課題に対して支援を必要とする人が孤立することなく、必要な支援につながられるよう、地域住民による支え合いと行政による公的な支援を連動させるなど、多様な主体により、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制（ネットワーク）を構築し、切れ目のない支援を実現することが求められています。

#### (3) 多様な媒体、機会による福祉に関する情報の発信

- 福祉サービスの利用に関しては、福祉サービスを必要とする人や福祉活動に参加を希望する人が必要とする情報を入手しやすくする仕組みが重要です。市民意識調査による今後の市の福祉情報の入手方法としては、「市の広報紙」、「市のホームページ」を上位に挙げているほか、「回覧板」や「公的機関の窓口（市の窓口等）」など、年齢層によって入手する手段は様々です。
- 福祉に関する情報については、利用者や家族が主体的に選択・利用できるような媒体、機会を通じてより多くの人に確実に情報を届けることが重要であり、定期的に新しい情報を発信するほか、必要とする人が入手しやすい媒体や機会を用いるとともに、誰にでもわかりやすい情報を発信する必要があります。
- 特に若い世代ではインターネット等を通じて“情報を探しやすくする”こと、年齢層が高まるとともに、民生委員児童委員や回覧板等“情報を受けやすくする”ことも重要です。

## 4 いつまでも安全・安心して暮らせる地域づくりに向けて

### (1) 安全安心な地域社会

- 地域の安全と住環境の向上はよりよい地域生活に不可欠な要件であり、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、高齢者や障害のある人への住まいへの対応をはじめ、日ごろからの市民同士の支え合いを非常時や緊急時においても発揮できるよう、一層の地域安全対策を進めていくことが必要です。
- 市民意識調査では、災害時の支援の取組に対し思うこととして、「地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい」が6割(59.1%)占めるなど、地域と行政の協働による安全・安心の構築を望む意向が高く、今後は災害時の避難支援等、地域と行政がともに協力して安全・安心を確保していくことが求められます。

### (2) 権利擁護の推進

- 子どもから高齢者、障害のある人を含め、すべての市民の人権は尊重され、権利は擁護される社会環境が必要です。
- 市民意識調査では、権利擁護に関しては、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」との回答が半数以上を占めることから、安心して福祉サービスを利用できるようにするために、利用者の権利擁護に取り組み、福祉サービスにかかる利用援助事業や成年後見制度の活用などを図りつつ、市民生活を支援していく必要があります。
- あらゆる世代で人権尊重意識、福祉意識の醸成を図ることをはじめ、支援の必要な人に向けた権利擁護制度の周知、事業者における権利擁護の徹底、偏見や人権侵害事例を発見・対応する関係機関との連携強化が重要となります。

### (3) 互いを認め合う社会・共生の地域づくり

- 市民意識調査では、地域社会の中に障害のある方への差別・偏見について、「はい(あった)」は19.6%を占め、根深い差別・偏見がうかがえる一方で、接する市民も重視する考えや意識していることは様々です。
- こうした相互の認識の違いが偏見や互いにとってのバリア(障壁、垣根)にならないよう、相互に認め合い、理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこころのバリアフリー化を推進することは、すべての人が自分らしく生きることができるとする社会(共生社会)の実現を目指すためにも重要となります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念・基本目標

#### 1 基本理念

暮らしの中で関わり合う家族や地域の人々とのつながり、社会とのつながりを保ち、住み慣れた自宅や地域でともに「生活」することは、本市の地域福祉を推進するうえで、これからも大切にしていきたい市民共通の想いです。

そこで、ともに目指す地域福祉の考え方として、次の基本理念を掲げます。

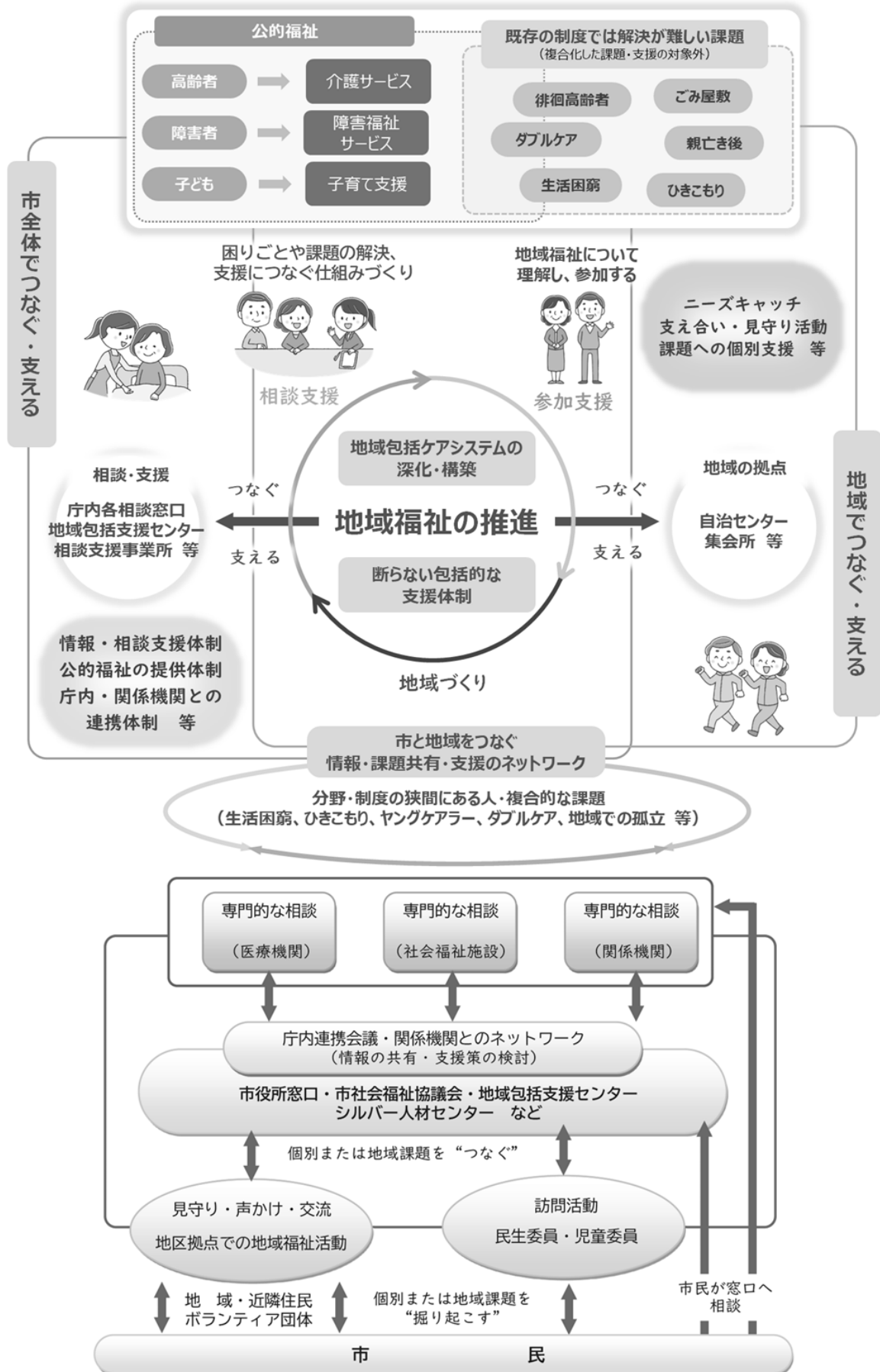
#### 基 本 理 念

と	も	に	生	き		
	活	か	し	合	う	
		ま	ち	づ	く	り



地域に根ざし、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが社会的な差別や偏見、疎外感を受けることなく尊重し合い、個人や家庭、地域コミュニティ、ボランティア、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、困ったときには支援につながる手段（福祉システム）を確立することで、自立に向けた一人ひとりの努力と、重層的な支え合いのあいまった“これからもこの地域でともに生き、活かし合う”持続可能な共生社会を目指します。

図表 地域福祉の推進・支援につなぐ手段（福祉システム）イメージ



## 2 基本目標

本計画の基本理念「ともに生き、活かし合うまちづくり」を実現するために、次の4つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1 みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり

みんなが、住み慣れた地域で安心して生活するためには、一人ひとりが生きがいを持つことが必要です。

市民が地域福祉に対する意識を高め、お互いが支え、支えられる関係をつくり、また、それぞれが地域の中で役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めます。

### 基本目標2 みんなが社会とつながる仕組みづくり

みんなが、地域社会とつながり、地域の中で取り残されることなく、生活できることが重要です。支援を必要とする市民すべてに必要な支援を届けることができるよう、様々な分野と連携して支援する仕組みを進めます。

また、属性や世代を問わず気軽に交流することができる場の整備を進めます。

### 基本目標3 みんなが何でも相談できる体制づくり

地域の中で支援を必要としている人の困りごとや悩みごとは、複雑化・複合化したものとなっており、一つの機関での解決は困難となっています。

みんなが身近なところで、いつでも相談できる体制の充実を図るとともに、地域の中で解決できない相談に対応するため、各専門機関と連携した支援体制の構築を進めます。

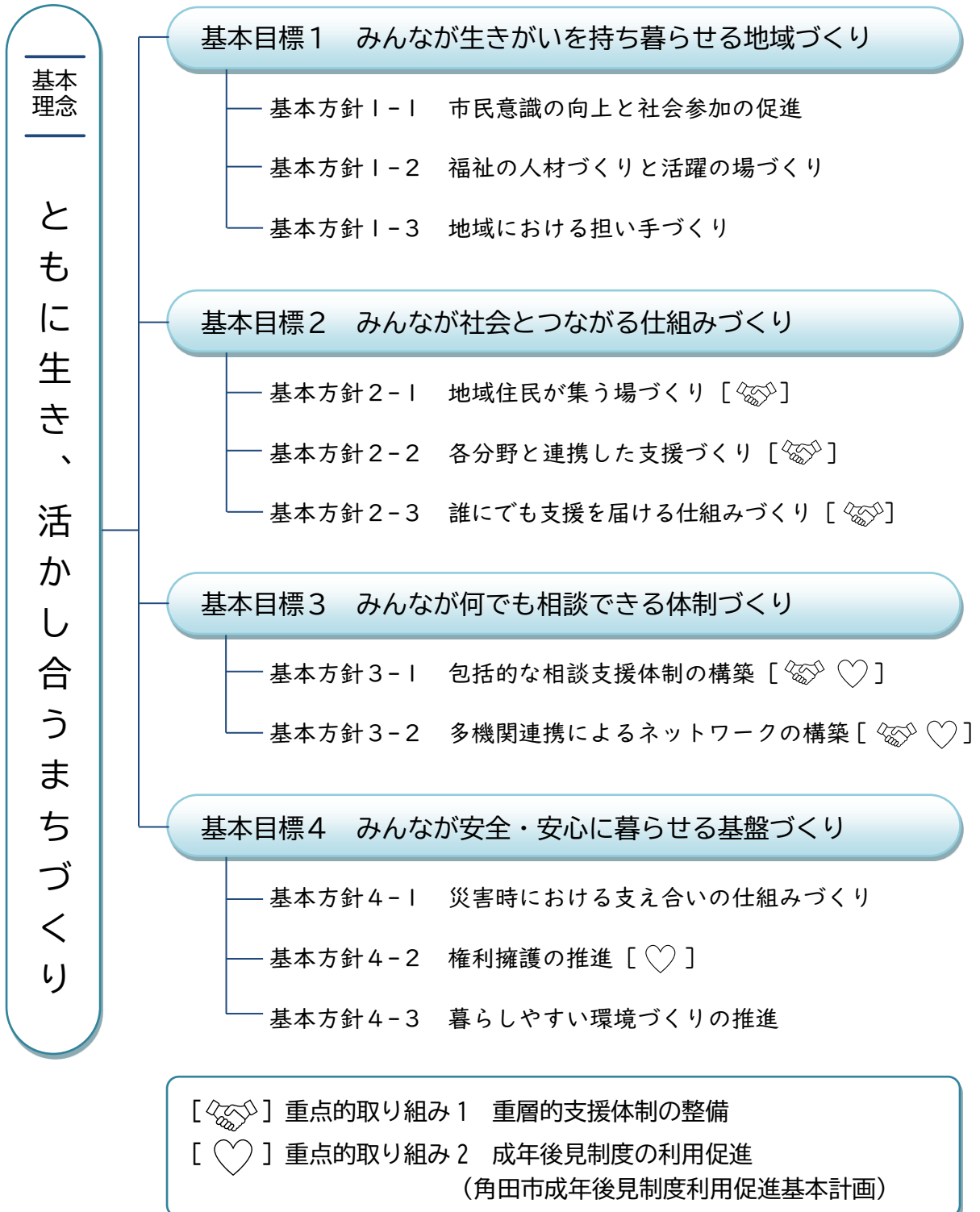
### 基本目標4 みんなが安全・安心に暮らせる基盤づくり



みんなが、日ごろから支え合い、助け合いの中で災害への取組を地域全体の課題として取り組むことが重要です。

また、地域の中でいつまでも安心して自立した生活を送れるよう、一人ひとりの権利が守られ、ソフト・ハード両面において すべての人にやさしく、安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

## 第2節 計画の体系

図表 施策体系



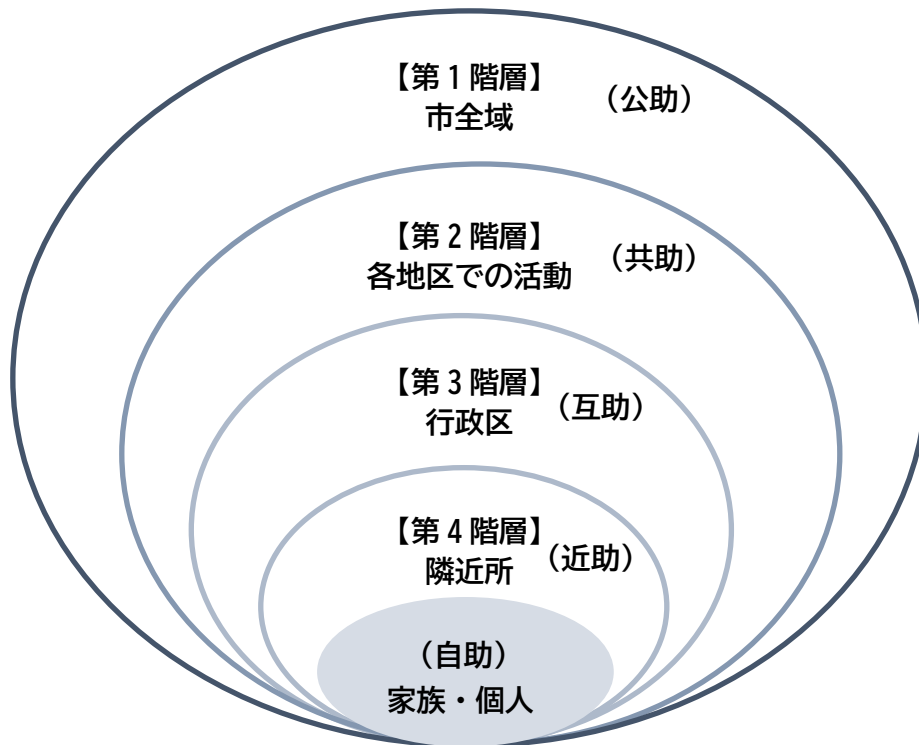
※重点的取り組みに関連する基本方針に印 [   ] をつけてます。

## 第3節 地域福祉を進めるための圏域

地域福祉を推進するうえで、一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。

そのため、地域福祉を推進するために必要な取組や仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくために、以下のような4層構造の福祉圏域を設定し、地域福祉を推進します。

図表 「福祉圏域」のイメージ



- 市全域【第1層】(公助の展開)
  - ・地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、市全体の取組を推進するなど、広域的な調整を踏まえた圏域。
- 各地区での活動圏域【第2層】(共助の展開)
  - ・複数の行政区やその他の団体における活動など、地域拠点での交流を通じて、コミュニティ活動の推進や福祉施策、防災面において具体的な活動を行う圏域。
- 隣近所～行政区【第3層・第4層】(互助・近助の展開)
  - ・日常的な見守り活動や助け合い、災害時の安否確認や避難支援などを行い、身近な助け合いを行う圏域。
  - ・ふだんからのあいさつや声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う圏域。
- 家族・個人(自助の展開)
  - ・個人や家庭による自助努力(自分でできることは自分です)、災害時に向けた日ごろの備えなど。



## 第4節 地域福祉における「担い手」の役割、 支え合いの考え方

---

地域福祉の推進にあたっては、市民をはじめ、地域活動団体、社会福祉協議会、関係機関、行政などの多様な主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって協働で地域福祉を推進することが大切です。

そこで、本市における地域福祉の推進に関わる「担い手」として、市民、地域、行政、社会福祉協議会の役割を以下のとおり整理します。

また、ボランティア団体や福祉団体、事業者等がこれらに相互に関連、連携することで、多くの方が地域福祉の「担い手」となり、地域福祉を展開していくこととします。

### 1 市民の役割

地域福祉の主人公は市民であり、福祉サービスの受け手としてだけでなく、地域福祉の担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、ふれあい・支え合いに関わっていくことが期待されています。

### 2 地域の役割

市民が主体的に地域活動に参加するための基盤が地域であり、主として居住する行政区を、場合によっては、複数の行政区やその他の団体における活動を想定しています。地域住民が自らの生活基盤である地域における課題を認識し、自らその課題解決の担い手として主体的に関わり、支え合う地域社会をつくっていくための役割を担っています。

地域のつながりが希薄になる中で、地域活動やボランティアの活動に参加することで、安心して暮らせる地域づくりに大きな力を発揮することが期待されています。

### 3 行政の役割

市では、横断的な組織体制のもと本計画及び関連諸計画を計画的に推進し、公助の中心的な機関としての役割を果たしていくとともに、市民、地域、福祉団体、ボランティア団体、事業者、関係機関等の協働・連携による地域福祉の推進に取り組みます。さらに、計画期間内における計画の点検・評価、見直しについて、個別課題の状況把握に努め、市民ニーズや社会環境の変化に即した計画の進捗管理を行います。

また、社会福祉協議会との連携・協力のもと、地域福祉を推進する多様な団体等を積極的に支援する役割を担っていく必要があります。

特に地域福祉推進の中核的担い手として位置付けられている社会福祉協議会との連携・協力のもと、一体となって進めていくことが求められます。

## 4 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間組織です。

そのため、地域の近助・互助・共助の力を高めていく社会福祉協議会の役割は大きいと言えます。

そのため、社会福祉協議会と市の連携・協力のもと、きめ細かな地域福祉活動を展開し、地域福祉活動計画に定める諸活動を積極的に推進していく役割が求められています。

## 第4章 地域福祉の推進に向けた取り組みについて

### 計画の推進・実行にあたって

---

#### 1 計画の周知・啓発

地域福祉は、市（行政）だけでなく、地域に関わるすべてのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、本計画で示した基本理念や役割、考え方について、地域住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、ホームページ等を通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

#### 2 計画の推進と評価

国の福祉制度改革の動向を十分に見極めながら、市民の代表者、地域活動団体の代表者及び有識者等で構成する「角田市地域福祉計画策定委員会」が計画の推進と評価を行います。

また、関連計画等を策定している関係各課で構成する「庁内連携会議」で推進体制の整備と計画の点検・評価を行います。

さらに、本計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。

#### 3 社会福祉協議会との連携

本計画を踏まえた地域に密着した生活課題の解決に向けて、具体的な取組を進めるため、社会福祉協議会との連携を密に図り、市の地域福祉の一体的な推進を図っていきます。

# 基本目標 1 みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり

## 基本方針 1-1 市民意識の向上と社会参加の促進



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 地域には様々な人が暮らしています。市民意識の向上と社会参加を促進していくためには、まず、地域に暮らす一人ひとりが、それぞれの立場（世代や考え方の違い、障害の有無等）について理解・尊重し合い、地域の一員として地域や福祉に関心を持つことが大切になります。
- 地域に暮らすすべての人が、福祉サービスの支え手にも受け手にもなりえます。そのため、地域の様々な課題について「我が事」として捉える意識を高め、地域と関わる人を増やしていくことも重要です。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現のためには、市民が障害への理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく必要があります。
- 誰もが健康で多くの市民が地域で役割を持ち、生きがいや社会参加を促進していくことが求められています。特に今後は地域で孤立している人、課題を抱えてひきこもりがちなの人も含め、身近な地域で誰もがいきいきと暮らせるよう、身近な地域での活動を通じて社会参加につなげていくことが重要となります。

### 民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見



- “地域福祉”という言葉が浸透するとよいと思う。
- 地域で気軽に障害や生活困窮について話し合えるようになれるとよい。
- 若い世代の参加が欲しい。



## 施策の方向性

### [ 施策の実施方針 ]

- 多くの市民が福祉に関心を持ち、お互いを思いやり、理解することで、ともに暮らす地域住民として、互いに支え合う土壌や活動のきっかけづくりを行い、福祉に対する意識の醸成を図ります。
- 障害や認知症に対する理解等、身近にある福祉への理解を深めます。
- 誰もがその人らしくいきいきと暮らせるよう、生きがいづくりや社会参加の場、就労がしやすい環境の創出に努めます。

### [ 市の取り組み・支援 ] (公助)

#### 1-1-1:福祉意識の醸成

(社会福祉課)

地域福祉に関する情報の広報・啓発を通じて、地域での支え合いや助け合いの大切さについて理解を深めます。

また、社会福祉協議会などと連携し、福祉を題材とした講演会等を開催することで、福祉への理解の促進を図ります。

#### 1-1-2:福祉教育・体験学習の推進

(社会福祉課・生涯学習課)

地域での支え合いの意識を育み、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、学校、地域において気づきや福祉への関わりを考えるきっかけとなる福祉教育や体験学習を推進します。

#### 1-1-3:障害に対する理解

(社会福祉課)

障害のある人がスムーズに地域社会へ移行し、自立した生活を営むために、障害者週間事業や多世代間の交流を通じた理解の促進等を行い、障害に対する理解を深め、誰もが役割を持ち、主体的に活動できる地域づくりを進めます。

#### 1-1-4:認知症に対する理解

(地域包括支援センター)

市民に向けて認知症サポーター養成講座や認知症カフェ（おしゃべりカフェ）を開催するなど、市民への認知症に関する情報提供を図り、認知症高齢者への正しい理解を深めていきます。

実施にあたっては、認知症に関する事業や支援の必要性が市民や関係機関に十分認識され機能するよう、検討を進めます。

### 1-1-5:地域福祉活動への参加促進

(社会福祉課)

社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉やボランティア等の活動に関する情報を広く提供し、活動の担い手の積極的な参加を促進します。

### 1-1-6:就労機会の創出

(健康長寿課・社会福祉課)

高齢者や障害のある人が働ける環境整備や働く場の確保につながるよう、ハローワークやシルバー人材センター、就労支援事業所等、関係機関と連携しながら、相談支援や情報提供を行い、就労支援を行います。

[ 市民・地域に期待する取り組み ] (自助・近助・互助・共助)

#### ■ 自分自身、各家庭で

- ふだんの暮らしの中で起こる地域でのできごとや地域との関わりを通じて、福祉の問題を自分のこと（我が事）として捉え、何かできることはないか考えてみましょう。
- 認知症や障害等、支援の必要な人への理解を深めましょう。

#### ■ 地域や仲間とともに

- とともに暮らす地域の一員として、お互いを理解し、支え合う意識を持って地域と関わりましょう。
- 福祉体験や学習機会に参加し、福祉の知識を身につけましょう。

## 基本方針1-2 福祉の人材づくりと活躍の場づくり



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 地域では、様々な支援を必要とする人が増加する中で、サービス提供事業者は、身近な相談役、サービスの提供を支える人材（支え手）として重要性はより高まっています。一方で労働力人口は減少傾向にあるなど、人材確保は今後さらに厳しい状況になることが見込まれるため、働きやすい環境を整えるなど、人材の確保・育成・定着に取り組む必要があります。
- 民生委員児童委員をはじめ、市の保健福祉事業をサポートする人材は、本市の保健福祉施策の充実を図るうえで重要な役割を担っており、人材の確保とともに、地域での認知度を高め、専門機関や自治会等、関係者とのつながりを強化するなど、地域で活躍できるよう支援していくことが求められます。
- 一方で介護や子育てによって離職を余儀なくされる状況に陥ることのないよう、働く人一人ひとりの多様性を認め、職場や地域での配慮を働きかけることも重要となります。

---

#### 民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見



- 中学生向けの認知症サポーター養成講座などは大切だね。



## 施策の方向性

### [ 施策の実施方針 ]

- サービス提供事業所において福祉人材の確保、育成、定着につながる取組を支援し、質の高いサービスの提供に努めます。
- 民生委員児童委員をはじめ、市の保健福祉活動を支える福祉人材の育成に努めます。

### [ 市の取り組み・支援 ] (公助)

#### **1-2-1: 民生委員児童委員の活動支援**

(社会福祉課)

地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を適正に配置するとともに、民生委員児童委員協議会への活動支援を通じて、人材の育成を図ります。

また、広報や乳幼児健診時に活動内容を紹介するチラシを配布するなど、様々な機会を通じて民生委員児童委員の活動への理解を促すほか、地域の関係者と連携し、支援の必要な対象者の早期発見や相談につながる関係づくりに努めます。

#### **1-2-2: 市の保健福祉活動を支える人材の育成**

(健康長寿課・地域包括支援センター)

食生活改善推進員、認知症サポーター等、市の保健福祉活動を支える人材の育成に向けた研修を行うなど、継続した活動を支援します。

#### **1-2-3: サービス提供事業者等の人材育成支援**

(健康長寿課・地域包括支援センター)

県や関係機関と連携しながら、資格取得の支援や処遇改善、離職防止等に向けた取組を推進するとともに、市内サービス提供事業所等の要請に応じて、福祉に携わる人材の実習や研修を受け入れるなど、将来にわたる福祉人材の確保につなげます。

#### **1-2-4: 仕事と子育て、介護の両立に向けた取組の推進**

(子育て支援課・健康長寿課)

働きたい人材が育児や介護による離職に陥ることのないよう、市内事業所において、働きやすい職場づくり、仕事と生活との調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発に取り組みます。



[ 市民・地域に期待する取り組み ] (自助・近助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 介護・福祉の職について関心を持ちましょう。

■ 地域や仲間と一緒に

- ボランティアとして、サービス提供事業所の活動メニューに参加・協力しましょう。
- サービス提供事業所では、職員の人材育成に取り組みましょう。
- 市内事業所では、育児や介護と仕事を両立できる働きやすい職場づくりに取り組みましょう。

## 基本方針1-3 地域における担い手づくり



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 高齢化に伴い、地域活動の担い手の高齢化、または固定化が進み、ひとりが複数の役割を兼務するなど、地域における担い手の確保が困難になっているため、様々な分野で人材の育成は喫緊の課題となっています。
- 活動団体への調査からは、活動に関わる人の固定化や新たな担い手が見つからないことで、負担の増大や活動の継続が難しくなることが懸念されており、若い世代をはじめ、元気な高齢者等、多くの市民が地域の担い手として活躍することが期待されています。
- 市民意識調査では、地域福祉に関するボランティアや NPO 活動、地域活動への関心はあるものの、実際参加に結びついている状況は3割となっているため、今後は活動への関心を実際の活動への参加に結びつけていく必要があります。
- あいさつや声かけ等を通じて隣近所に住んでいる障害のある人、高齢者等の様子を気にかけることやゴミ出しを手伝う等のちょっとした気づかい等を通じて、地域との関わりを深め、市民同士の支え合いの輪を広げていくことで活動のきっかけを広げていくことも重要となります。

### 民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見



- 中高生から地域イベントに参加することが担い手づくりにつながるのではないか。
- 高齢者のゴミ出しが困難である。
- 福祉ボランティアの情報提供や学習会を開催し、自発的な取組を支援すればよいのではないか。



## 施策の方向性

### [ 施策の実施方針 ]

- 誰もが参加しやすい活動を通じて、お互いが支え手（担い手）・受け手となる顔の見える関係を構築し、地域での支え合う力を高めます。

### [ 市の取り組み・支援 ]（公助）

#### 1-3-1:住民自治活動への支援

（まちづくり政策課）

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域づくり活動事業及び市民自らの創意と工夫により特色ある地域をつくるための活動事業に対し補助金を交付するなど、活動が円滑に運営できるよう支援します。

#### 1-3-2:地域活動の情報発信・担い手育成

（社会福祉課・生涯学習課）

広報やボランティアセンター等を通じて身近な地域での活動やボランティア等の活動情報を発信し、地域の活動情報を周知するとともに、性別や年齢を問わず、気軽に参加して継続できる地域福祉活動や体験・学習機会の充実を図り、担い手を育成します。

#### 1-3-3:福祉団体等への活動支援

（社会福祉課）

社会福祉協議会やボランティア団体が相互に連携を図り、様々な活動団体が交流できるよう支援するとともに、ネットワーク機能の整備を促進します。

また、団体間で相互交流や活動についての課題を共有する機会やボランティア養成講座の開催を通じて、活動の活性につながるよう支援します。

#### 1-3-4:障害者団体への活動支援

（社会福祉課）

障害のある人の自立や社会参加を促進する組織として、手帳交付時等の機会を通じて加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援します。

#### 1-3-5:市民協働によるまちづくりの推進

（まちづくり政策課）

NPO法人や企業等の多様な主体と様々な地域活動を結びつける仕組みづくりを行うことで、市民だけでなく、多様な主体による地域活動への参画を推進します。

[ 市民・地域に期待する取り組み ] (自助・近助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 地域活動を継続するため、地域の担い手として地域活動に関わる意識を持ちましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 清掃活動、地域行事、サロン活動等の地域の活動に参加しましょう。
- 地域活動への参加が難しい場合でも「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」取り組んでみましょう。

## 基本目標2 みんなが社会とつながる仕組みづくり

### 基本方針2-1 地域住民が集う場づくり



#### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 地域では、高齢者世帯の増加や近所付き合いの薄れなどにより、地域での支え合い機能の低下、暮らしの中で不安を感じることが多くなっています。
- 市民意識調査では、近所付き合いが「ほとんど付き合いはない」と回答した割合が40歳代以下に多くみられ、若い世代を中心に地域のつながりが薄れていくことが懸念されることから、地域の中に気軽に集うことのできる場や関わり、交流機会を増やしていくことが大切になっています。

#### 民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見



- 若い人をはじめ、あらゆる世代が集い、楽しめる場所があるとよい。
- 集うきっかけは福祉以外のテーマでもよい。その後、福祉分野とつながる仕組みができればよいと思う。
- 義務教育終了後の子ども達と、社会との円滑な接続ができるように支援が必要。



## 施策の方向性

### [ 施策の実施方針 ]

- 地域における福祉の活動拠点として、誰もが気軽に集える場所や交流機会を創出し、社会参加や地域との関わりを増やします。
- あいさつや声かけ、地域行事等を通じて、身近な地域での関わりや集う機会をつくれます。

### [ 市の取り組み・支援 ] (公助)

#### 2-1-1: あいさつ運動、声かけ運動の推進

(健康長寿課・地域包括支援センター・社会福祉課・子育て支援課・まちづくり政策課・生涯学習課)

家庭内や隣近所等の身近なところからあいさつや声かけを行い、地域内での子ども、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯、障害のある人等の見守り等を行うなど、地域全体で支える取組を推進します。

#### 2-1-2: 通いの場等の活動支援

(まちづくり政策課・地域包括支援センター・健康長寿課・子育て支援課)

自治センターを地域づくりの拠点として位置付け、支え合いによる持続可能な地域づくりを実現するために、高齢者や子育て世代等、誰もが気軽に集える場所を目指し、社会参加や地域でのつながりづくりを充実させます。

また、まちなかに誰でも利用できる居場所を整備し、居場所づくりを推進します。

#### 2-1-3: 地域子育て支援拠点事業等の推進

(子育て支援課)

子育て中の親が自由に集い、交流できる場として、子育て支援センターにおける育児サークル等の活動を支援するとともに、育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、保護者同士の交流や子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

また、保育園入所前の幼児と子育て家庭の保護者が集い、遊びや学習を介して交流できる機会の充実を図ります。

#### 2-1-4: 地域で子育てを支える支援の強化

(子育て支援課・生涯学習課)

子どもを育む育児サークルや子育て支援センター事業(まめっこ)をはじめ、地域で多様な活動への参画を促し、地域ぐるみで子育てを支援する機運を醸成します。

また、かくだ版アクティブチャイルドプログラムや角田市子どもフェスティバルを通じて、子ども会活動など、行事や地域活動等を介した子どもとの世代間交流の促進を支援します。

### 2-1-5:子どもの居場所づくりの充実

(子育て支援課・教育総務課・生涯学習課・社会福祉課)

放課後の子ども達の安全安心な居場所として放課後児童健全育成事業をはじめ、多様な体験学習機会等を実施し、子ども達が地域社会の中で、健やかに育まれる環境づくりを推進します。

また、障害のある子どもが放課後や長期休業中において安心して過ごすことができるよう、放課後等デイサービス、日中一時支援事業等の周知・拡大に努めます。

### 2-1-6:高齢者の生きがいづくり

(健康長寿課・地域包括支援センター)

高齢者の能力や技術、経験を生かし、生きがいづくりと社会参加を促進します。

また、出前講座及び地域介護予防活動支援事業の実施等により、高齢者の生きがいと健康づくりと介護予防を目的とした健康体操及びレクリエーション活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

そのほか、老人クラブに対する活動支援を行うとともに、広く高齢者の加入を促します。

### 2-1-7:健康づくり活動の推進

(生涯学習課・健康長寿課)

角田市チャレンジデーの開催日を「市民の健康づくりの日」と位置付け、運動による健康づくり等の普及啓発を行います。

また、ワンコイン教室等の講師を地区に派遣し、地域での健康づくりを推進します。

### 2-1-8:世代間交流の促進

(健康長寿課・まちづくり政策課・生涯学習課)

社会的孤立、ひきこもり等を防ぐため、通いの場やいきいき交流会、地域行事等を通じて世代間交流や地域における交流を促進します。

また、幅広い世代の交流の場となるよう、社会教育の方針と目標に沿って、生涯学習を推進します。

[ 市民・地域に期待する取り組み ] (自助・近助・互助・共助)

#### ■ 自分自身、各家庭で

- あいさつや声かけを積極的に行いましょう。
- 家庭、職場(学校)以外の地域に、リラックスできる居心地のよい自身の居場所をつくりましょう。

#### ■ 地域や仲間と一緒に

- 身近な地域の活動の場や交流機会に参加してみましょう。

## 基本方針2-2 各分野と連携した支援づくり



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 市では、高齢者、障害のある人、子ども・子育ての分野において、それぞれの方や制度による各種福祉サービスを提供していますが、そのほかにも市民が求めている支援は多様化しており、市民のニーズを把握しつつ、一人ひとりが適切なサービスを選択し、利用できる体制を整備する必要があります。
- 支援を必要とする人に適切な支援・サービスを提供していくため、相談窓口の周知を図るほか、制度利用者の目的に対応した専門的な相談支援や福祉サービスにつなげるような体制づくり、関係機関等との連携が求められます。

### 民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見



- 生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員を活用し、支援のニーズを収集してはどうか。
- 地域に出向き、どのようなニーズがあるか把握することが大事。





## 施策の方向性

### [ 施策の実施方針 ]

- 支援を必要とする人が適切なサービスや支援を利用し、自立した生活を送ることができるよう支援します。

### [ 市の取り組み・支援 ] (公助)

#### 2-2-1:在宅での自立生活支援

(健康長寿課・地域包括支援センター)

市内の在宅の高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう在宅福祉事業を実施し、できる限り要介護状態になることなく、健康でいきいきとした生活を送ることができるための支援や自立した生活を確保するために必要な支援を総合的に実施します。

また、介護は必要としないまでも、見守りや支援が必要な高齢者の自立を支援し、閉じこもりの予防を図ります。

#### 2-2-2:生活支援体制の整備

(地域包括支援センター・健康長寿課)

高齢者の生活を支える視点に主眼を置き、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携等、多様な主体による重層的なサービス提供体制づくり、新たな支え合いの創出に努めます。

#### 2-2-3:地域生活支援拠点等の整備

(社会福祉課・健康長寿課)

障害のある人が自らの生活の在り方を決めることができるよう、個々の状況や必要に応じて自立生活に必要な障害福祉サービス提供ができる基盤を整備します。

また、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援に求められる①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的な人材の確保・養成、⑤地域の体制の5つの機能に対応する地域生活支援拠点等の整備を進めます。

#### 2-2-4:子育て支援・保育サービスの充実

(子育て支援課)

多様な子育て支援ニーズへの対応や、仕事と子育てを両立できる環境づくりに向け、保育サービスの充実を図り、男女共同による子育てを推進します。

## 2-2-5:生活困窮者への支援

(社会福祉課)

生活保護制度に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて自立を促進します。

また、関係機関との連携のもと、生活困窮者の実態把握に努め、子どもの貧困対策も視野に入れながら、個々の状況に応じて、相談支援をはじめ生活福祉資金の貸付や生活支援、就労による経済的自立を支援します。

そのほか、フードバンクにより、一次的な困窮世帯に対し食糧支援を行います。

### [ 市民・地域に期待する取り組み ] (自助・近助・互助・共助)

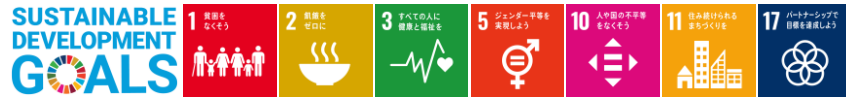
#### ■ 自分自身、各家庭で

- 制度や福祉サービスについて、正しく理解しましょう。
- 生活の不安や悩みをひとりで抱えず、市や関係機関に相談しましょう。

#### ■ 地域や仲間とともに

- 地域で困っている人がいたら、相談ごとに耳を傾け、必要な支援につなげましょう。
- 手助けできる支援があれば、積極的に取り組みましょう。

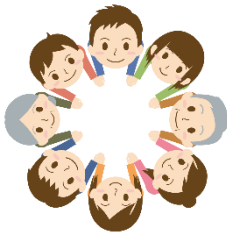
## 基本方針2-3 誰にでも支援を届ける仕組みづくり



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 支援を必要としている誰もが必要な情報を得たり、必要なサービスの利用につながるよう、広報紙やホームページ等多様な媒体や機会を通じた福祉制度・サービス内容の情報提供を行うとともに、相談支援窓口からの地域への積極的なPRを行い、利用者の視点に立ったわかりやすい内容で情報を提供するなどの配慮が求められます。
- 市民意識調査では、情報入手手段については、「公的機関の窓口（市の窓口等）」、「民生委員児童委員、ケアマネジャー等からの情報」、「市の広報紙」が上位に挙がっていますが、情報通信技術の進展に伴い、情報を得る方法は、世代や目的によって多様化することが見込まれます。
- 福祉サービスを提供するサービス提供事業者においては、必要な支援が確実に届くよう、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供や公開に取り組むことが求められます。

### 民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見



- 孤立しがちな方が増えている。
- 地域で支援を必要としている人を民生委員児童委員など適切な相談者につなげる仕組みがあればよいと思う。



## 施策の方向性

### [ 施策の実施方針 ]

- 支援を必要とする人が適切なサービスや支援を利用し、自立した生活を送ることができるよう、サービスや支援の充実を図ります。
- 市民の抱える様々な困りごとを発見し、支援につなぐことができるよう仕組みづくりを進めます。

### [ 市の取り組み・支援 ] (公助)

#### 2-3-1: 情報提供体制の充実

(総務課)

希望する情報の内容や情報を得る手段は、市民によって異なることを踏まえ、広報、ホームページ、各種パンフレット等、多様な媒体を活用し、保健福祉サービスをはじめ、地域福祉に関する様々な情報が多くの市民にわかりやすく、適切な手段で入手できるよう配慮します。

また、デジタル技術を活用した情報発信の導入について検討します。

#### 2-3-2: サービスの質の向上

(健康長寿課・社会福祉課)

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、サービス提供事業所への指導やケアマネジャーに対する指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。

また、地域や福祉団体、サービス提供事業所と連携しながら、適切な福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組みます。

#### 2-3-3: 福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討

(地域包括支援センター・健康長寿課・社会福祉課)

市民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業者や様々な相談支援を通じて、支援を必要とする人の要望に応えるよう努めます。

#### 2-3-4: サービスや支援の必要な対象者の把握

(健康長寿課・地域包括支援センター・社会福祉課・子育て支援課)

身近な地域での福祉活動や民生委員児童委員と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるほか、各種健診、調査等を通じてサービスや支援の必要な対象者や福祉ニーズを把握します。

また、見守り・相談・支援等の重層的な支援のネットワークを通じて、避難支援の必要な人等、サービス以外にも様々な困難を抱えている対象者の発見、把握に努めます。

### 2-3-5:地域でできる支援の検討

(地域包括支援センター)

地域座談会等の開催等を通じて、地域で市民同士が話し合い、地域の福祉課題を共有する機会を設け、福祉課題の把握に努めます。

### 2-3-6:地域福祉ネットワークの構築

(地域包括支援センター・健康長寿課)

地域において支援の必要な方への通いの場や見守り活動、安否確認活動等、身近な地域での小地域福祉活動の充実に努め、関係団体や市民同士の連携を強化します。

また、活動等を通じて把握した、様々な課題や新たなニーズに対応した生活支援についての検討や、地域で課題を解決する仕組みづくりを目指します。

### 2-3-7:生活支援体制の整備

(地域包括支援センター)

支えあいの地域づくりを推進し、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等のできる体制づくりに向けて市内及び関係団体等とも連携して進めます。

[ 市民・地域に期待する取り組み ] (自助・近助・互助・共助)

#### ■ 自分自身、各家庭で

- 制度や福祉サービスについて、正しく理解しましょう。(再掲)
- 生活の不安や悩みをひとりで抱えず、市や関係機関に相談しましょう。(再掲)

#### ■ 地域や仲間と一緒に

- 地域で困っている人がいたら、相談ごとに耳を傾け、必要な支援につなげましょう。(再掲)
- 手助けできる支援があれば、積極的に取り組みましょう。(再掲)

## 基本目標3 みんなが何でも相談できる体制づくり

### 基本方針3-1 包括的な相談支援体制の構築



#### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 市民の抱える困りごとは様々で、支援を必要としている市民の抱える課題の多様化、複雑化が進んでおり、対象者別の福祉制度に沿った相談支援だけで対応することが困難なケースも現れています。
- 単独の相談支援での対応が難しい複合化・複雑化した相談に対しては、それぞれの相談窓口が包括的に相談を受け止め、その内容を分類し、支援可能な部署や支援機関へつなぎ、さらに各相談窓口、機関等が連携していく相談支援体制の構築が必要となります。
- 既存の制度の対象とならず相談をあきらめている人や、家庭内等にあって課題が見えにくく、支援の必要があっても相談機関につながりにくい人については、地域での活動と連携した情報収集に努め、早期に相談支援につなげるよう取り組む必要があります。

#### 民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見



- 自治センターで相談できる体制を構築できないか。
- 例えば各自治センターにタブレットを置き、各担当課とつながるオンラインの相談窓口のようなものがあるとよい。



## 施策の方向性

### [ 施策の実施方針 ]

- 誰もが必要な相談窓口の情報を得られ、困ったときには気軽に相談を受けられる体制を構築します。
- 地域で福祉活動も関わる様々な関係者が役割分担をしながら協力し、市民の困りごとを支援につなぐことができるよう仕組みづくりを進めます。

### [ 市の取り組み・支援 ] (公助)

#### 3-1-1: 相談窓口の周知及び連携体制の強化

(地域包括支援センター・健康長寿課・社会福祉課・子育て支援課)

地域住民等が相談窓口気軽に相談できるよう、各種相談窓口の役割や機能について周知に努めるとともに、分野を横断する課題についても各窓口の連携によって、支援を必要とする人への支援につながる情報提供や相談体制づくりに努めます。

また、施設や事業所等が地域の相談窓口や情報提供の役割を果たすなど、社会資源と地域の連携を図ります。

#### 3-1-2: 相談員の資質の向上

(地域包括支援センター・健康長寿課・社会福祉課・子育て支援課)

民生委員児童委員や各種専門相談員等、市民への相談活動を行う人が、相談内容について適切な対応や情報提供ができるよう、知識、技術等の習得を支援します。

#### 3-1-3: 包括的な支援体制の構築

(地域包括支援センター・健康長寿課・社会福祉課・子育て支援課)

総合窓口をはじめ、各相談窓口を通じて介護保険や認知症、家族介護、虐待や成年後見、近隣トラブル等、多様化する生活や福祉にかかる複合的な相談内容に応じながら、他課とも連携で対応していき、横断的な支援を行います。

### [ 市民・地域に期待する取り組み ] (自助・近助・互助・共助)

- 自分自身、各家庭で
  - 一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。
  - ひとりで悩まず、身近な人に相談しましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 困っている人を把握したときには、地域包括支援センターなど相談窓口や民生委員児童委員等へつなぎましょう。

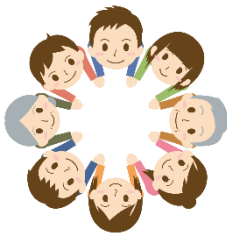
## 基本方針3-2 多機関連携によるネットワークの構築



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 保健福祉施策は、健康づくり、高齢福祉、障害福祉、子ども・子育て支援等、施策や制度が対象ごとに構築され、改善、推進が図られてきましたが、その一方で、制度の狭間にある方への対応やひきこもり問題、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等、問題の複雑化、複合化が課題となっています。
- 特に制度の狭間にあってサービス利用が難しい人や、何らかの福祉サービスを必要としながらも、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない人に対しては、顕在化したときには状況が複雑化、複合化している場合も考えられるため、早期発見、対応に向けて取り組む必要があります。
- 支援を必要とする人に適切な支援・サービスを提供していくため、包括的な相談支援と併せて、支援を行うサービス提供事業所やボランティア団体のほか、分野を超えた関係機関での連携（ネットワーク）を構築し、制度に基づく公的な福祉サービスに加え、サービス提供事業所やボランティア活動への福祉的支援の充実を図り、多機関・多職種との連携による重層的な支援が行えるよう対応していくことが求められます。

民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見



- ライフステージごとに切れ目のない関係機関の連携が重要になる。





## 施策の方向性

### [ 施策の実施方針 ]

- 一つひとつの困りごとは制度の対象にならなくても、それらが複合化して、生きづらさにつながっているような課題に対応するため、施策分野ごとの相談支援機関等や行政機関が問題を共有し、連携して支援を行う等、総合的に対応できるネットワークを構築します。

### [ 市の取り組み・支援 ] (公助)

#### 3-2-1:多機関連携による課題解決体制の構築

(健康長寿課・地域包括支援センター・社会福祉課・子育て支援課)

官民による多機関の連携体制を構築し、高齢、障害、児童、生活困窮者等の分野別の相談体制では対応が困難な、課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立しているケースなどを確実に相談や支援につなげます。

#### 3-2-2:保健・医療・福祉の連携

(子育て支援課・健康長寿課・地域包括支援センター)

妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母と子の健康増進を図ります。

また、医師会やケアマネ連絡会において情報交換会を行い、多職種連携が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます。

#### 3-2-3:地域包括支援センターの機能強化

(地域包括支援センター・健康長寿課)

高齢者が抱える課題や困難事例への対応をきめ細やかに行うため、各サービス提供事業所やケアマネジャー、関連機関と連携し、課題解決に向けた検討を支援し、地域包括支援センター機能が十分発揮されるよう体制を整備し、地域包括ケアシステムのさらなる深化を図ります。

#### 3-2-4:地域自立支援協議会の機能強化

(社会福祉課)

障害者の各相談機関に寄せられる相談内容や今後地域で求められる取組等について、必要な情報の提供や共有を行い、困難な事例についての課題解決に取り組むほか、地域生活支援拠点等整備、精神障害にも対応した連携体制を進めます。

### 3-2-5:不登校児童生徒への対応やいじめ問題等への対応

(教育総務課・子育て支援課)

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携により、不登校児童生徒への対応やいじめ問題等、配慮が必要な要保護児童の諸問題に取り組み、児童生徒及び保護者のきめ細やかな支援を行います。

### 3-2-6:命を守る取組(自殺対策)の推進

(健康長寿課)

命の危機に陥った場合に、誰かに援助を求めることが社会全体の共通認識となるよう啓発や様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、関連する支援内容や相談窓口の周知、対応力向上に努めます。

また、家族や仲間の悩みに気づき、適切な対応をとることのできるゲートキーパーの役割を担う人材の育成を行い、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進を図ります。

### 3-2-7:制度の狭間にある対象者への対応

(健康長寿課・地域包括支援センター・社会福祉課・子育て支援課)

制度の狭間にあってサービスが受けられない人や複合化・複雑化した福祉課題に悩む人への支援につながるよう、制度や実施主体の垣根に捉われないサービスの総合化に向けた検討を進めます。

### 3-2-8:再犯防止への取組(再犯防止推進計画)

(社会福祉課・防災安全課)

本項を「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画として位置付け、国や県、警察等と連携しつつ、県再犯防止推進計画に基づき、県や仙南広域圏市町と連携を図りながら、市が行うべき取組を積極的に推進します。

また、市民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、社会の構成員として受け入れられる市民理解の促進を図ることで、「誰一人取り残さない」安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

実施にあたっては、次の取組について推進します。

#### ① 広報・啓発活動

- 毎年7月の※社会を明るくする運動の強調月間・再犯防止啓発月間を活用し、広報紙、ホームページ等において更生保護に関する情報や活動内容等について発信し、再犯防止に関する活動等の市民の認知度を高めます。また、犯歴のある人が社会で孤立することがないように、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等の心情について、市民の理解と関心を深めます。

#### ※社会を明るくする運動

法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正及び更生保護についての正しい理解を深め、すすんでこれらの活動に協力するように全国民によびかける啓蒙活動。

② 就労・住居の確保

- 犯歴のある人等が再び罪を犯すことなく、安定した生活を送るために、住まいや就労等、地域での自立につながる関係者との協力や関係づくりを進めます。
- 必要に応じて生活困窮者自立支援事業等の利用につながるよう、保護司をはじめ、自立支援に関わる関係機関等と情報を共有し、事業による自立支援及び生活の安定を図ります。また、ハローワークが実施している刑務所出所者等就労支援事業や各種制度等を活用し、就労支援を通じて自立を促進します。

③ 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係機関・団体との連携強化

- 更生保護を支える保護司等の活動を支援するとともに、地域での自立につながる関係者との協力や関係づくりを進めます。
- 犯歴の有無に関わらず、心身の状況に応じて必要な行政サービスや福祉サービス・支援の提供につなげることができるよう、サービス提供事業所をはじめ、地域生活定着支援センター等の関係機関と情報共有を図ります。
- 学校や地域の活動団体、関係機関等と連携し、非行の未然防止に取り組みます。

[ 市民・地域に期待する取り組み ] (自助・近助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。(再掲)
- ひとりで悩まず、身近な人に相談しましょう。(再掲)

■ 地域や仲間と一緒に

- 困っている人を把握したときには、地域包括支援センターなど相談窓口や民生委員児童委員等へつなぎましょう。(再掲)

## 基本目標4 みんなが安全・安心に暮らせる基盤づくり

### 基本方針4-1 災害時における支え合いの仕組みづくり



#### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 近年、大規模な風水害や地震災害等の自然災害が全国各地で発生しており、災害時の支援は、これまで以上に必要な取組となっています。
- 災害時に適切な対応ができるよう、地域と連携した支援体制の構築とともに、地域防災力の向上のため、自主防災組織や避難支援体制の強化・充実を図るなど、地域の防災活動に対する支援の充実が求められます。
- こうしたいざというときのための取組は、見守りやあいさつ、声かけといった日ごろから“顔の見える関係づくり”を推進することで、防災対策はもとより、社会的孤立を防ぐための地域づくりもつながります。

民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見



- みんなが集まる場ができれば、防災の拠点や避難所のようなものにもなるのではないか。



## 施策の方向性

### [ 施策の実施方針 ]

- 市民の生命と財産を守るために、日常の支え合い、助け合いが緊急時や災害時の支援につながるよう支援体制の充実に取り組みます。

### [ 市の取り組み・支援 ] (公助)

#### 4-1-1:防災意識の向上

(防災安全課)

避難所の周知や災害時の備え等、防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等における防災教育や広報紙、パンフレットを活用した市民への啓発、情報提供を実施します。

また、防災訓練等を通じて、災害発生時の災害応急活動の問題点を把握し、減災につながる応急活動となるよう、地域主体の自主防災活動や防災訓練に対する支援を行い、地域防災力の向上を図ります。

#### 4-1-2:災害時の避難支援、要配慮者対策の推進

(防災安全課・社会福祉課)

災害時の安否確認のための※要配慮者（避難行動要支援者）への登録等、個人情報の保護に配慮しながら、災害時に援助が必要な高齢者の実態把握や情報共有を図り、災害時の支援体制の充実に努めます。

また、災害時に配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の設置や避難所での必要な支援を行います。

※要配慮者（避難行動要支援者）

災害対策基本法において、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のこと。要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を避難行動要支援者と言います。

### [ 市民・地域に期待する取り組み ] (自助・近助・互助・共助)

#### ■ 自分自身、各家庭で

- 「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、避難場所・避難経路等を確認しておきましょう。
- 災害時や緊急時に備え、必要なものを準備しておきましょう。

#### ■ 地域や仲間とともに

- 災害に備え、避難訓練等に積極的に参加しましょう。
- 避難の際は隣近所で声をかけ合いましょう。

## 基本方針4-2 権利擁護の推進



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

- すべての市民が生活の様々な場面で、権利を侵害されたり、虐待等により個人の尊厳が冒されることのないよう取り組んでいく必要があります。
- 虐待は、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要であり、民生委員児童委員や関係機関との連携を密にした対応が求められます。
- 今後、認知症高齢者の増加や介護者の高齢化により、その人の意思が最大限に尊重され、地域で自立した生活が送れるよう<sup>※1</sup> 成年後見制度等の必要性がより一層高まることが予想されます。そのため、成年後見制度や<sup>※2</sup> 日常生活自立支援事業の周知と権利擁護の推進が必要です。
- 成年後見制度の普及や利用促進については、制度の認知度が低いこともあり、さらなる取組が求められます。

#### ※1 成年後見制度

高齢や障害、認知症等により、判断能力が衰えてしまった方がいる場合、周囲の方が制度を用いて後見人となり、その方の財産を不当な契約などから守ることができる制度。

#### ※2 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、十分な意思決定能力を持たない方々を対象に、社会福祉協議会が実施している事業で、福祉サービス利用手続に関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。

### 民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見



- 成年後見制度の利用が促進されるとよい。
- 人権相談を推進することで、地域福祉の推進につながるとよい。



## 施策の方向性

### [ 施策の実施方針 ]

- 様々な差別や偏見を一人ひとりが解消し、排除しない地域づくりを進めます。
- 権利擁護にかかる制度の利用促進に取り組みます。

### [ 市の取り組み・支援 ] (公助)

#### 4-2-1: 権利擁護に関する制度の周知と利用促進

(地域包括支援センター・健康長寿課・社会福祉課)

様々な機会を通じて、判断能力が十分でない方を守る成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、体制の整備とともに、制度の周知と利用促進を図ります。

#### 4-2-2: 人権相談・人権教育の推進

(生活環境課・地域包括支援センター・社会福祉課)

市民の人権意識を高め、いじめや虐待、差別や偏見など、あらゆる人権問題の解消、互いを認め合う意識の醸成に向けて、人権教育や意識啓発等に取り組みます。

また、人権相談を通じて、人権に関する課題の把握、解決に努め、取組を通じて地域共生社会の実現、地域福祉の推進につなげます。

#### 4-2-3: 虐待・ドメスティックバイオレンス(DV)の早期発見・早期対応

(子育て支援課・健康長寿課・地域包括支援センター・社会福祉課)

地域において高齢者、障害のある人、子ども等に対する虐待、配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力(DV)を防止するとともに、その早期発見や問題解決を図るために、啓発の強化や地域の見守り活動等を推進します。

また、虐待の通報義務等について周知を図るとともに、民生委員児童委員や市民、関係機関との連携を密にし、要援護者の早期発見に努めます。

#### 4-2-4: 高齢者・子ども・障害のある人の虐待防止ネットワークの強化

(健康長寿課・地域包括支援センター・子育て支援課・社会福祉課)

関係者及び地域とのネットワークを強化し、虐待の早期発見に努め、防止に向けた取組を推進するとともに、虐待を受けた高齢者や子ども、障害のある人への保護並びに養護者に対する適切な支援を行います。

また、対象者やその家庭に重層的に課題が存在している場合等の困難事例を把握した場合は、関係機関や地域が一体となり、必要な支援を行います。

[ 市民・地域に期待する取り組み ] (自助・近助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 日常生活自立支援事業、成年後見制度等の制度について理解を深めましょう。
- 認知症について理解を深め、本人や家族の視点に立ちながら接しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 虐待と思われることを見たり聞いたりしたら、市役所等の関係機関に速やかに通報しましょう。



## 基本方針4-3 暮らしやすい環境づくりの推進



### 施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、住環境が整備されていることが必要となるほか、地域における自立生活と社会参加を促すために、誰もが気軽に外出するための基盤が整備されていることも重要となります。
- 一方で、段差などの物理的障壁（バリア）をハードによる整備のみで取り除くことは難しいため、ともに暮らす市民同士の支え合いを通じて、障壁（バリア）を越える取組も必要となります。
- 防犯や交通事故防止については、継続して市民の意識の普及高揚が必要であり、関係機関と連携して、各種運動を実施する必要があります。特に近年では、空き家の増加等による生活環境や治安への不安も懸念されています。
- 悪質商法や特殊詐欺などの手口は時世に応じ常に変化、多様化していることから、引き続き市民への情報提供と正しい知識の普及・啓発が求められます。

---

### 民生委員児童委員ワークショップ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームでの意見



- 空き家が多く、所有者の管理や火事、不衛生といった心配ごとがある。不法投棄が増えている。
- 公共交通のネットワークが充実すればよいが、地域の助け合いにより移動の仕組みを構築できないか。



## 施策の方向性

### [ 施策の実施方針 ]

- 利用者の視点に立ち、誰もが地域で安心して暮らせる共生のまちづくりを推進します。
- 周囲に困っていることを発信できる「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」の普及に努め、互いを思いやり、手助けできる地域づくりを進めます。

### [ 市の取り組み・支援 ] (公助)

#### 4-3-1:暮らしやすい住まいの確保

(健康長寿課・社会福祉課)

各種制度の周知及び利用促進を図り、住まいの段差解消やリフォームによる住宅改修、福祉機器等、暮らしやすい住環境の整備のほか、グループホーム等の整備について検討します。

#### 4-3-2:「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」の普及促進

(社会福祉課)

困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない市民が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」の普及を図り、思いやりの心を醸成するとともに、地域やまちなかでの支え合い、助け合いを促進します。

#### 4-3-3:公共交通、移動支援の検討

(まちづくり政策課・健康長寿課・社会福祉課)

既存路線や福祉サービス等を考慮し、公共交通網の利便性向上を図るとともに、デマンド型乗合タクシーやみやぎ県南中核病院通院等タクシー利用助成等により、移動が困難な人を支援します。

#### 4-3-4:交通安全対策の推進

(防災安全課)

関係機関との連携を図りながら、交通安全教室等を介した交通安全運動を推進します。  
また、高齢者の安全運転の啓発を推進するとともに、運転免許証を自主返納した高齢者に対し、角田市デマンド型乗合タクシー利用券等を配布するなど、免許返納後の移動を支援します。

#### 4-3-5:防犯・消費者被害対策の推進

(防災安全課・生活環境課)

地域における防犯意識を高めるため、広報による啓発に努めるほか、警察や各関係団体と連携のもと、防犯パトロール等の活動を支援します。

また、高齢、認知症、障害等により判断力が不十分な方の消費者被害を防ぐため、見守り等を通じて未然防止、被害等の早期解決に努めます。

[ 市民・地域に期待する取り組み ] (自助・近助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」等について理解しましょう。
- 消費者被害に遭った場合は、家族や専門の窓口にご相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域の防犯、交通安全活動に参加しましょう。
- 支援の必要な人を見かけたり、支援や協力を求められた場合には、積極的に手助けを行いましょう。

# 重点的な取り組み

## 1 重層的支援体制の整備

### ◎ 重層的支援体制の整備について

重層的支援体制整備事業は、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような暮らしの困りごとに対応するため、「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築する重層的なセーフティネットであり、その支援対象者は福祉、介護、保健、医療、住まい、就労、教育及び地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる課題を抱えるすべての市民です。

本市では、本計画期間において本事業の実施体制を構築し、市全体で「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、市民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる仕組みをつくり、基本理念に掲げる「ともに生き活かし合うまちづくり」を推進します。

#### ① 属性を問わない相談支援

市の相談窓口をはじめ、介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず、困りごとを「たらい回し」にしないよう、包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、支援関係機関との連絡・調整を行います。

相談体制としては、従来分野ごとの主体（相談窓口）を維持しつつ、複合的な課題を抱えた方々の相談を各々受け止め、必要に応じて適切な相談支援機関につなぐほか、庁内及び地域包括ケア会議、自立支援協議会等を活用し、多職種連携による課題解決に取り組めます。

また、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える方や、狭間のニーズを抱える方が相談窓口につながるよう、相談窓口の周知を図ります。

#### ② 参加支援

声かけや見守りによる対象者の発見とともに、既存の交流、社会参加に向けた事業や自治センター等を拠点としたサロン活動、イベント等を通じて居場所づくりを行い、個別課題の把握や必要な支援につなぎます。

#### ③ 地域づくりに向けた支援

一般介護予防事業や地域子育て支援拠点事業等、各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かした多様な交流、居場所づくりを通じて、個別課題の把握や必要な支援につなぎます。

## 2 成年後見制度の利用促進（角田市成年後見制度利用促進基本計画）

### ◎ 角田市成年後見制度利用促進基本計画

本項目における取組を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、次のとおり中核機関の整備・運営を行い、関係機関等による連携体制の強化を図ります。

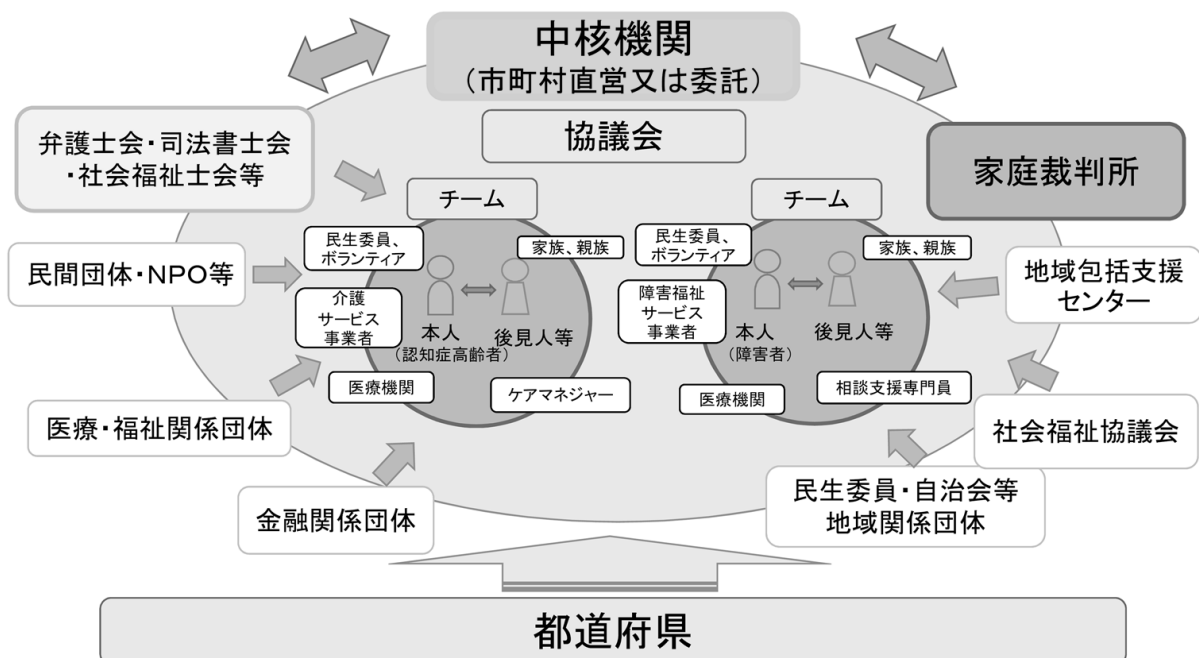
#### ① 協議会の設置及び地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用促進のために、司法関係者や各種専門職団体、医療・福祉関係者、地域関係団体等が参加する協議会の設置を検討します。

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

そのため、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じた適切な支援が行えるよう、本人と法定後見人等を中心として日常生活の支援を行う支援者の集まり（チーム）に対して個別の協力活動のほか、困難事例に対するためのケース会議の開催など、個々の専門性を生かした助言・支援を通して多職種が連携して相互に関わる地域連携ネットワークを構築します。

図表 地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省資料より抜粋

## ② 中核機関の設置・機能強化

成年後見制度利用促進の中核機関として権利擁護センターを設置し、成年後見制度や権利擁護事業の周知啓発を行っていくとともに、相談支援については関係機関と連携してまいります。

また、利用促進を図るため、必要に応じて市長による後見人選任の申立や申立費用、後見人報酬の助成を行います。

なお、地域連携ネットワーク及び中核機関では、次のような役割を担います。

図表 地域連携ネットワークの役割

内容	具体的な取組
広報業務	・制度パンフレット、リーフレットを作成します。 ・市民や関係機関の専門職等に対して出前講座の開催や勉強会を実施します。
相談業務	・各相談窓口を1次相談窓口、権利擁護センターを2次相談窓口とし初期相談から終結までを円滑に支援する体制を構築します。 ・検討・専門的判断会議を開催し、個別ケースへの支援内容の検討を実施します。
利用促進業務	・成年後見制度申立てにかかる書類作成の支援を行います。 ・市民後見人の育成・活用を行います。
後見人支援業務	・本人と後見人が孤立せず、支える「チーム」を構築し、チーム会議を実施します。
不正防止機能	・随時の報告体制を含めた家庭裁判所との連携構築を目指します。

そのほか、中核機関の機能強化を図るため、本人の状況に応じた適切な後見人候補者の選任や、今、地域に身近な権利擁護の担い手として期待される市民後見人についての制度の周知、候補者の育成、活動支援等、実施体制について推進を図ります。

## ③ 市民後見人の育成・活動の推進

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に取り組み、その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

## ④ 成年後見制度の利用支援

### ● 市長申立て

判断能力が十分でない方で後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、調査のうえ市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

### ● 費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

## 資料編

### 資料1 策定経過

年 月 日	概 要
令和4年 6月 2日	第1回 角田市地域福祉計画策定委員会 ・委員長・副委員長選出 ・地域福祉計画について ・協議 (1) 地域福祉計画の策定について (2) 市民アンケート調査の実施について (3) その他
6月～8月	市民意識調査、民生委員児童委員・地域活動団体（サロン団体）ヒアリング調査実施 （実施期間） 市民意識調査 : 6月28日～7月19日 民生委員児童委員 : 7月定例会にて配布～8月5日 地域活動団体（サロン団体） : 7月31日～8月15日
7月 7日	第1回 角田市地域福祉計画策定プロジェクトチーム会議 ・角田市地域福祉計画策定について ・角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームの概要について ・今後のスケジュールについて
7月 20日	民生委員児童委員ワークショップ（北郷地区）
7月 21日	民生委員児童委員ワークショップ（金津地区・角田地区）
7月 21日	第2回 角田市地域福祉計画策定プロジェクトチーム会議 ・テーマ1「生活している中で困っていると感じること」 ・テーマ2「地域でこれがあったら暮らしやすいなと思うこと」 （※ 各テーマにおいて個人ワーク・グループ内発表を実施） ・全体発表 ・まとめ・講評
8月 4日	第3回 角田市地域福祉計画策定プロジェクトチーム会議 ・テーマ1「民生委員児童委員との話し合いの振り返り」 ・テーマ2「地域福祉計画で解決すべき課題について」 （※ 各テーマにおいて個人ワーク・グループ内発表を実施） ・まとめ・講評

年 月 日	概 要
8月 25日	第4回 角田市地域福祉計画策定プロジェクトチーム会議 ・体系図について意見交換 ・まとめ・講評
年 月 日	概 要
8月 30日	民生委員児童委員ワークショップ（東根地区・桜地区）
8月 31日	民生委員児童委員ワークショップ（西根地区）
10月 14日	第2回 角田市地域福祉計画策定委員会 ・報告 （1）市民アンケート調査の結果について （2）団体アンケート調査の結果について （3）民生委員児童委員アンケート調査の結果について （4）地域福祉計画中間報告について ・協議 （1）地域福祉計画（計画骨子（案））について （2）その他
12月 16日	庁内会議 ・地域福祉計画（案）について
12月 27日	第3回 角田市地域福祉計画策定委員会 ・協議 （1）地域福祉計画（案）について （2）その他
令和5年 1月 23日	全員協議会にて議員説明
1月 27日 ）	地域福祉計画（案）に対するパブリックコメント（意見公募） の実施（意見9件）
2月 26日	
2月 20日	第4回 角田市地域福祉計画策定委員会 ・協議 （1）地域福祉計画（案）について （2）地域福祉計画概要版（案）について （3）その他





## 資料2 角田市地域福祉計画策定委員会

### 1 角田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 28 年 3 月 29 日角田市告示第 45 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく角田市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定、変更又は評価するにあたり、市民、社会福祉を目的とする経営を行う者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を広く反映させるため、角田市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定、変更又は評価に関する事項
- (2) その他地域福祉計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 地域福祉に関心があり公募に応じた者
- (2) 地域福祉についての識見を有する者
- (3) 社会福祉事業に携わる者
- (4) 地域住民の組織に所属する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

## 2 委員名簿

### ◎ 角田市地域福祉計画策定委員

役 職	区 分	氏 名	職 名 等
委員	地域福祉に関心があり公募に応じた者	熊 谷 佳	市民代表
委員		荻 原 祐美子	市民代表
委員		佐々木 幸 江	市民代表
委員	地域福祉についての識見を有する者	高 橋 輝 昭	角田市行政区長連絡協議会 会長
副委員長		面 川 百合子	角田市民生委員児童委員協議会 副会長
委員	社会福祉事業に携わる者	佐 藤 久美子	公益社団法人角田市シルバー人材センター 常務理事
委員長		日 下 正 則	社会福祉法人角田市社会福祉協議会 会長
委員	地域住民の組織に所属する者	遠 藤 清 子	角田市老人クラブ連合会 副会長
委員		坂 田 すい子	伊具亘理地区保護司会角田分会 会長
委員		齋 藤 武 司	角田市身体障害者福祉協会 会長

### ◎ 角田市地域福祉計画策定アドバイザー

役 職	区 分	氏 名	職 名 等
—	—	森 明 人	東北福祉大学 総合マネジメント学部 准教授

## 資料3 角田市地域福祉計画策定プロジェクトチーム

### 1 角田市プロジェクトチーム設置規程

平成20年10月1日庁訓第9号改正  
平成21年3月30日庁訓第7号  
平成31年4月1日庁訓第5号  
令和2年3月31日庁訓第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、角田市行政組織規則（平成18年角田市規則第15号）第14条の規定によるプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、緊急及び特定の行政課題に対処し、弾力的かつ機動的に対応した施策を推進するためプロジェクトチームを設置することができる。

(構成員)

第3条 プロジェクトチームの構成員は、職員の中から市長が任命する。

(班長及び副班長)

第4条 プロジェクトチームは、班長、副班長及び班員で構成する。

2 班長は、プロジェクトチームの事務を掌理し、その事務に関して班員を指揮監督する。

3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき、又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 班員は、班長の命に従い、所掌事項の事務全般について処理する。

(職務従事の形態及び所属長の責務)

第5条 構成員は、現所属のままプロジェクトチームの職務に従事するものとする。

2 構成員の所属長は、当該構成員が現所属においてプロジェクトチームの職務を円滑に遂行できるよう、事務分掌の配分、他の職員への協力要請等必要な配慮を行わなければならない。

(会議)

第6条 プロジェクトチームの会議は、班長が招集する。

2 班長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 班長は、必要に応じて、市長の承認を得て学識経験者等の参加を求め、その助言又は指導を受けることができる。

(成果の報告)

第7条 班長は、プロジェクトチームの企画、調査及び研究の進捗状況並びにその成果について、副市長を通じて市長に報告しなければならない。

(予算の編成及び執行)

第8条 プロジェクトチームの予算の編成及び執行に関する事務は、庶務担当課において処理する。

(協力体制等)

第9条 課長等は、プロジェクトチームから資料の作成又は既存資料の閲覧、貸出し等を求められたときは、これに協力しなければならない。

2 プロジェクトチームの職務に関係する課等に所属する職員は、当該プロジェクトチームの職務遂行に積極的に協力し、プロジェクトの完遂を援助しなければならない。

3 当該事務事業を分掌する課等は、プロジェクトチームの決定事項を踏まえて、事務事業を推進しなければならない。

(プロジェクトチームの解散)

第10条 プロジェクトチームは、その目的を達成したときは、解散するものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この庁訓は、平成20年10月1日から施行する。

附則(平成21年3月30日庁訓第7号)

この庁訓は、平成21年4月1日から施行する。(後略)

附則(平成31年4月1日庁訓第5号)

この庁訓は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和2年3月31日庁訓第14号)

この庁訓は、令和2年4月1日から施行する。

## 2 角田市地域福祉計画策定プロジェクトチームの概要

### (1) 趣旨

角田市では平成 29 年 3 月に「角田市地域福祉計画」を策定し、地域福祉に関する施策を推進してきた。

近年、人々の価値観や考え方、ライフスタイルも多様化し、家庭や地域がお互いに助け合う機会が減り、地域住民同士の付き合いが減少した。また、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童・高齢者虐待の増加などの社会問題が顕在化している状況である。

今回、第 2 期角田市地域福祉計画を策定するにあたり、地域共生社会の実現を目指し、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づき、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、当該プロジェクトチームを立ち上げるものとする。

### (2) 庁内体制

プロジェクトチームは、次の関係各課の係長等で構成する。

まちづくり政策課、子育て支援課、社会福祉課、健康長寿課、防災安全課、地域包括支援センター、総務課、生涯学習課、教育総務課、生活環境課

### (3) 所掌事務

地域福祉計画の策定に関する事務を所掌する。

### (4) 報告

角田市プロジェクトチーム設置規程第 7 条の規定に基づき、副市長（政策推進会議）を通じて市長へ報告する。

### (5) 期間

令和 4 年 7 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

### (6) 所管課（事務局）

社会福祉課

### 3 角田地域福祉計画策定プロジェクトチーム 班員名簿

役 職	氏 名	所 属 課	課 役 職	備 考
班 長	根 田 修	社会福祉課	課長補佐	
副班長	加 藤 恵 美	社会福祉課	係 長	
副班長	森 敦	まちづくり政策課	課長補佐	
班 員	小 野 あけみ	健康長寿課	技術補佐	保健師
班 員	猪 瀬 麻 実	子育て支援課	技術主査	保健師
班 員	菊 地 壱 弥	教育総務課	係 長	
班 員	小 川 菜津美	総務課	主 査	
班 員	佐 藤 秀 一	生活環境課	主 査	
班 員	佐 藤 克 宏	生涯学習課	主 査	
班 員	三 浦 拓 朗	防災安全課	主 査	
班 員	遠 藤 洋 佑	地域包括支援センター	主 事	社会福祉士



## 資料4 市民意識調査結果概要

### 1 調査の目的

ともに支え合う福祉社会の実現において、市民の意見、要望等を収集し、本計画に反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

本調査の集計結果として、次のような点を地域福祉の主な状況としてまとめます。

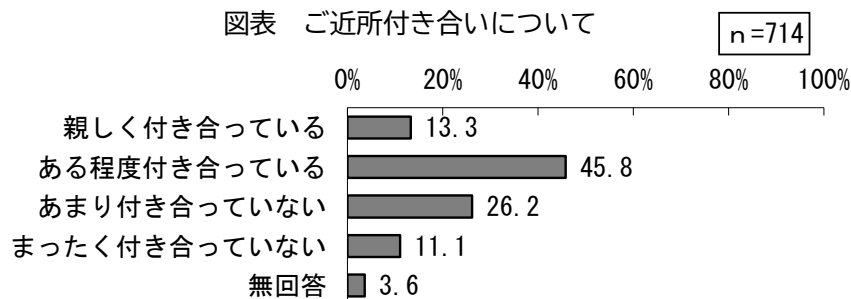
#### アンケート調査結果のみかた

- 図表に示す「n」は当該設問の回答者数を示しています。
- 設問には、当該設問に回答した人のみが答える設問があり、この場合の「n」（該当者数）は回答者数全数より少ない場合があります。
- 図表の構成比（百分率）は、回答者数を100%として算出しており、小数点第2位以下を四捨五入して表記していますので、比率の合計が100.0%とならない場合があります。また、複数回答の設問では各比率の合計が100.0%を超える場合があります。

### 2 地域での暮らし・共生社会について

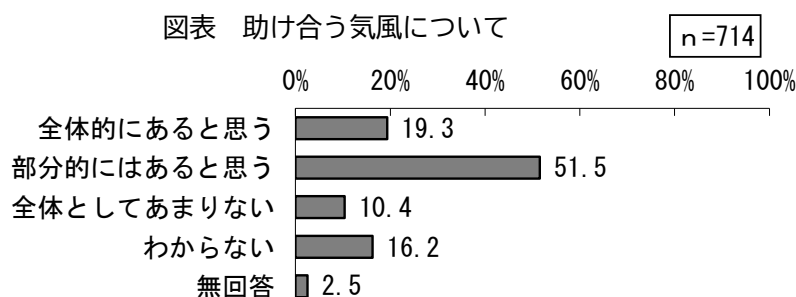
#### (1) ご近所付き合いについて

- ご近所付き合いについては、「親しく付き合っている」（13.3%）、「ある程度付き合っている」（45.8%）を合わせた6割（59.1%）の方は“付き合っている”、一方で「あまり付き合っていない」（26.2%）、「まったく付き合っていない」（11.1%）を合わせた4割近く（37.3%）の方は“付き合っていない”と回答しています。



#### (2) 助け合う気風について

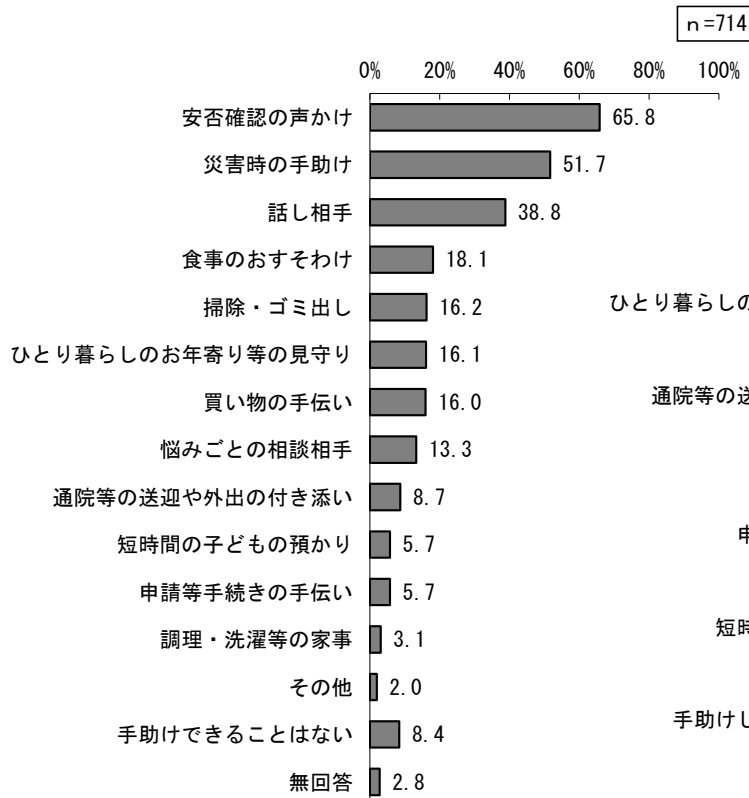
- 助け合う気風については、「部分的にはあると思う」が51.5%と最も高く、「全体的にあると思う」が19.3%、「わからない」が16.2%と続きます。



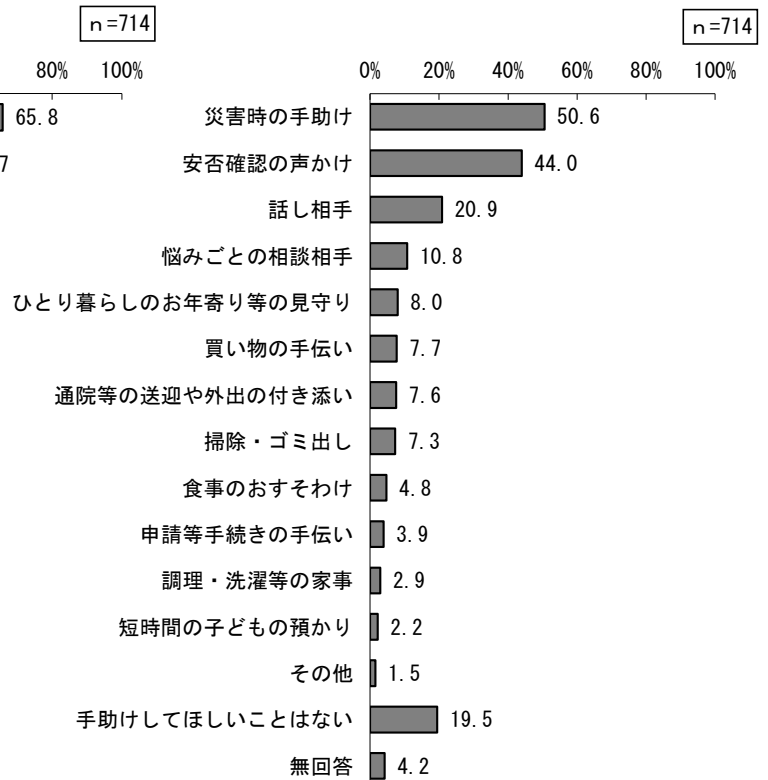
### (3) 「手助けしてほしい」と思うこと、「手助けした」ことについて

- 「手助けしてほしい」と思うことについては、「災害時の手助け」が50.6%と最も高く、「安否確認の声かけ」が44.0%、「話し相手」が20.9%と続きます。
- 「手助けした」ことについては、「安否確認の声かけ」が24.6%と最も高く、「話し相手」が23.8%、「災害時の手助け」が13.0%と続きます。
- 「手助けしてほしいことはない」は19.5%、「手助けしたことはない」は47.3%となっています。

図表 「手助けしてほしい」と思うこと



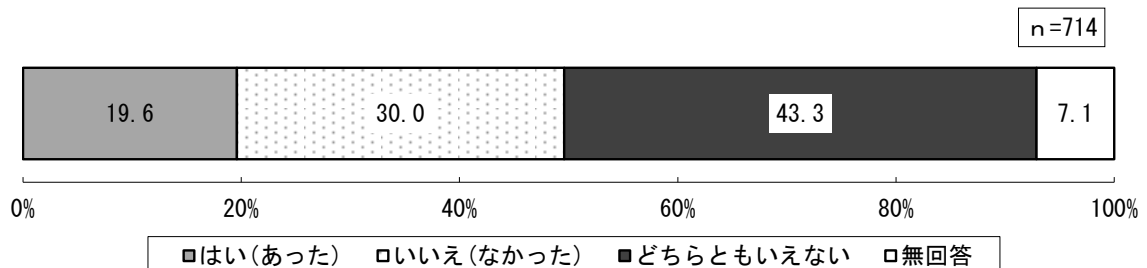
図表 「手助けした」ことについて



### (4) 地域社会の中に障害のある方への差別・偏見があると思うかについて

- 地域社会の中に障害のある方への差別・偏見があると思うかについては、「どちらともいえない」が43.3%と最も高く、「いいえ（なかった）」が30.0%、「はい（あった）」が19.6%と続きます。

図表 地域社会の中に障害のある方への差別・偏見があると思うかについて



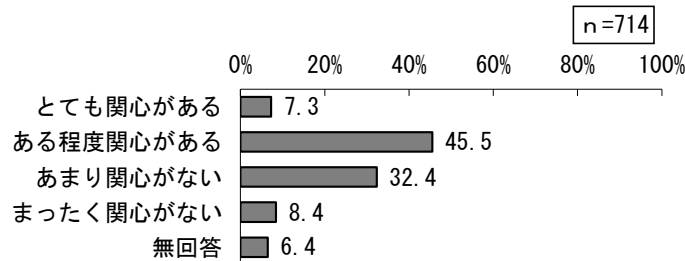


## 2 地域活動について

### (1) 地域福祉に関するボランティアやNPO活動、地域活動への関心について

- 地域福祉に関するボランティアやNPO活動、地域活動への関心について、「とても関心がある」(7.3%)、「ある程度関心がある」(45.5%)を合わせた5割強(52.8%)の方は“関心がある”、一方で「あまり関心がない」(32.4%)、「まったく関心がない」(8.4%)を合わせた4割(40.8%)の方は“関心がない”と回答しています。

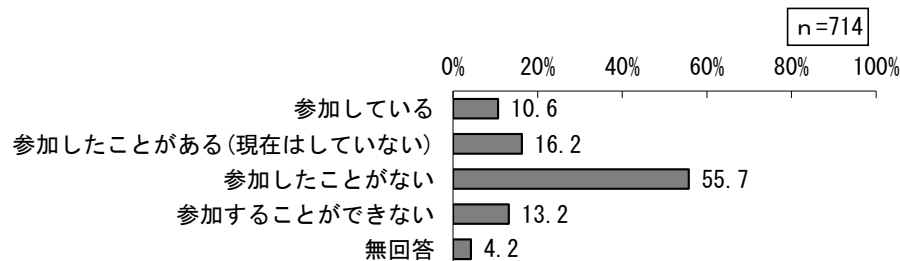
図表 地域福祉に関するボランティアやNPO活動、地域活動への関心について



### (2) 地域福祉に関するボランティアやNPO活動、地域活動への参加状況、参加したことがない(できない)理由について

- 地域福祉に関するボランティアやNPO活動、地域活動への参加については、「参加している」(10.6%)、「参加したことがある(現在はしていない)」(16.2%)を合わせた3割近く(26.8%)の方は“参加経験がある”、一方で「参加したことがない」(55.7%)、「参加することができない」(13.2%)を合わせた7割近く(68.9%)の方は“参加経験はない”状況となっています。

図表 地域福祉に関するボランティアやNPO活動、地域活動への参加について



- 「参加したことがない」、「参加することができない」と回答した方(n=492)の参加したことがない(できない)理由については、「仕事や家事、育児、介護等、他にやることがあるから忙しいから」が48.4%と最も高く、「何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」が41.1%、「活動するための技術や能力がないから」が14.6%と続きます。

図表 参加したことがない(できない)理由(上位3項目)

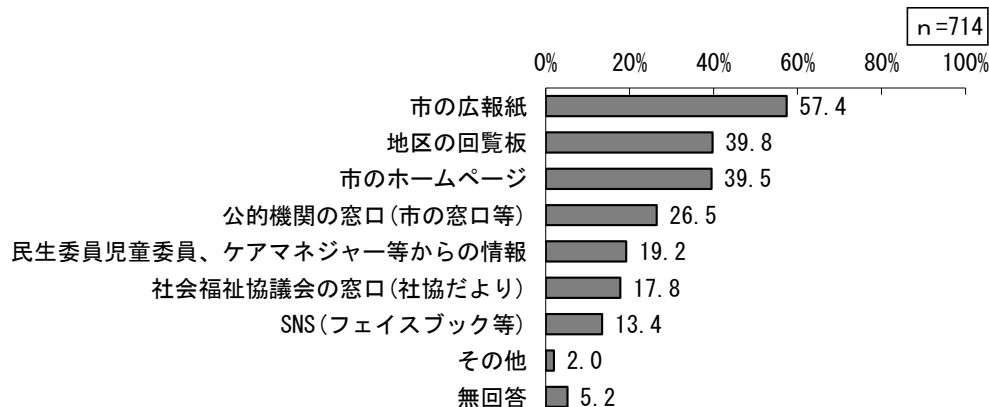
	第1位	第2位	第3位
回答全体 (n=492)	仕事や家事、育児、介護等、他にやること があるから忙しいから 48.4%	何を、いつ、どこでやっている のかわからないから 41.1%	活動するための技術や 能力がないから 14.6%

### 3 市の福祉情報の入手・相談について

#### (1) 今後の市の福祉情報の入手方法について

- 今後の市の福祉情報の入手方法については、「市の広報誌」が 57.4%と最も高く、「地区の回覧板」が 39.8%、「市のホームページ」が 39.5%と続きます。

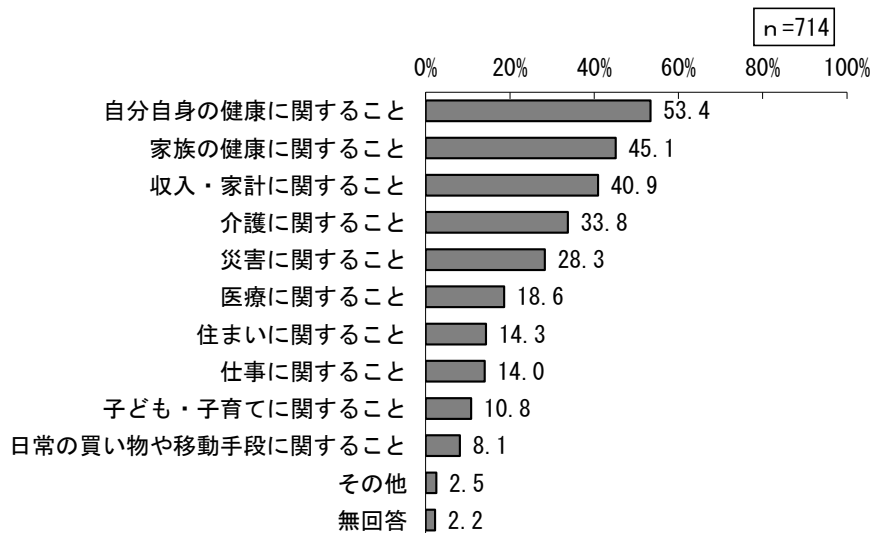
図表 今後の市の福祉情報の入手方法について



#### (2) 将来の生活に対して感じる悩みや不安について

- 将来の生活に対して感じる悩みや不安については、「自分自身の健康に関すること」が 53.4%と最も高く、「家族の健康に関すること」が 45.1%、「収入・家計に関すること」が 40.9%と続きます。

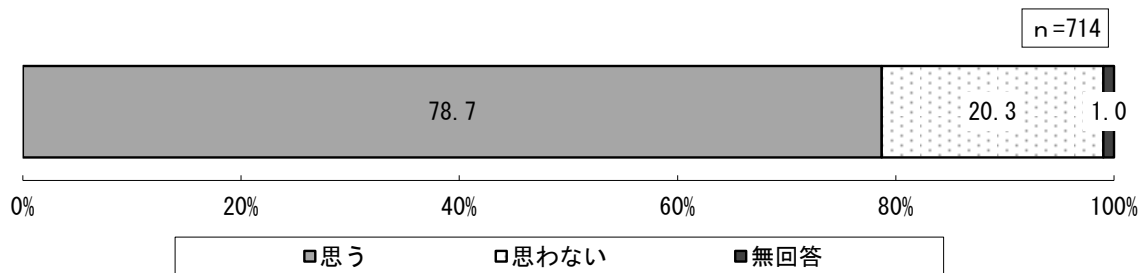
図表 将来の生活に対して感じる悩みや不安について



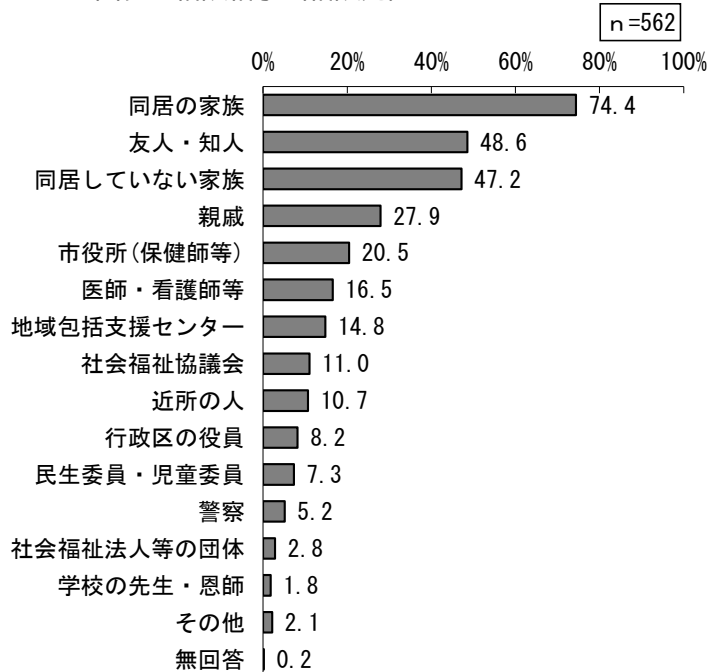
### (3) 相談について

- 暮らしの中で困ったときに誰かに相談したいと思うかについては、「思う」が78.7%、「思わない」が20.3%となっています。
- 「思う」と回答した方（n=562）の相談相手（相談先）については、「同居の家族」が74.4%と最も高く、「友人・知人」が48.6%、「同居していない家族」が47.2%と続きます。
- 「思わない」と回答した方（n=145）が誰かに相談したいと思わない理由については、「自分で解決したいから」が36.6%と最も高く、「他人を巻き込みたくないから」が26.2%、「何となく相談しづらいから」が19.3%と続きます。

図表 暮らしの中で困ったときに誰かに相談したいと思うかについて



図表 相談相手（相談先）について



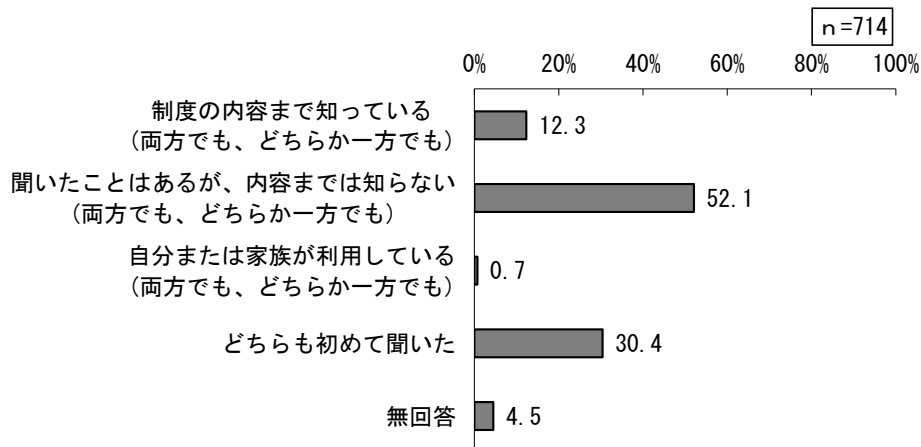
図表 誰かに相談したいと思わない理由について（上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
回答全体 (n=145)	自分で解決したいから 36.6%	他人を巻き込みたくないから 26.2%	何となく相談しづらいから 19.3%

## 4 権利擁護について

- 成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業の認知度については、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が52.1%と最も高くなっています。
- 「制度の内容まで知っている」(12.3%)、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」(52.1%)、「自分または家族が利用している」(0.7%)を合わせた“制度を認知している”割合は6割台半ば(65.1%)となっています。
- 「どちらも初めて聞いた」は3割(30.4%)となっています。

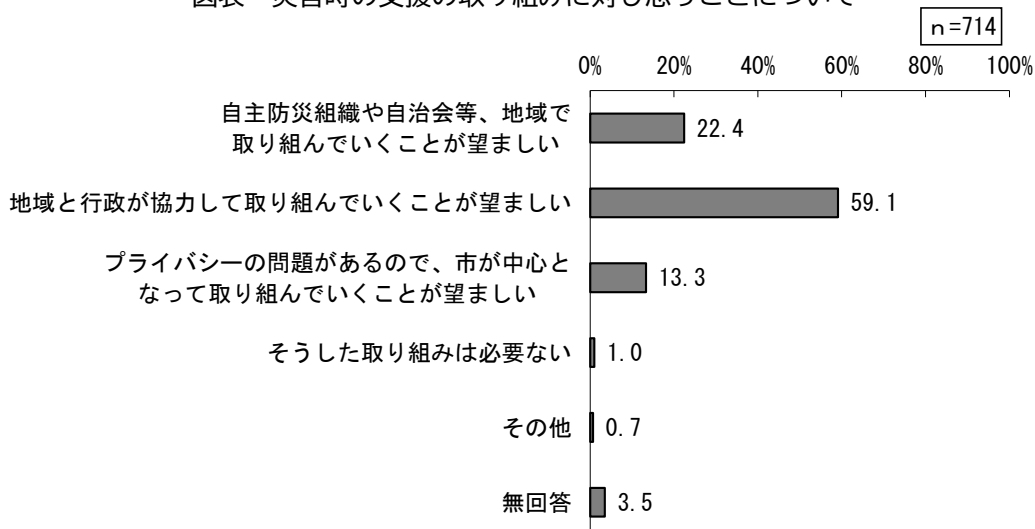
図表 成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業の認知度について



## 5 災害時の支援について

- 災害時の支援については、「地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい」が59.1%と最も高く、「自主防災組織や自治会等、地域で取り組んでいくことが望ましい」が22.4%、「プライバシーの問題があるので、市が中心となって取り組んでいくことが望ましい」が13.3%と続きます。

図表 災害時の支援の取り組みに対し思うことについて



## 資料5 地域活動団体（サロン団体）調査結果概要

### 1 調査の目的

角田市地域福祉計画策定に関する調査（以降、「本調査」とします。）は、次期地域福祉計画（令和5年度～令和9年度）の策定にあたり、地域活動団体（サロン団体）の皆様のご意見・ご提案等を収集し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

### 2 地域での暮らし、活動分野での課題について

○ 地域での暮らし、活動分野における課題、その原因については以下のとおりです。

図表 地域での暮らし、活動分野での課題について

項目	活動範囲（地域）	現在、地域で困っていること（地域の課題）	課題を引き起こす原因
児童・母子福祉	角田市内全域	・子どもが少なくなっている。	・出生数が減少しているのでやむを得ないが、支援を必要としている子どもさんの割合が増えている。
高齢者福祉	角田市内全域	・高齢者の機能低下。 ・高齢者の移動手段。 ・一人暮らしの高齢者。	・コロナ禍のため、集うことができず、高齢者は身体機能（特に歩くこと）、認知機能が急速に低下した。 ・例えば中核病院に行くとき、タクシー代の半額で済むが、往復となると高額になる。誰かと乗り合わせようとしても、診療予約時間があるため、無理。 ・隣近所との交流がなく、心細い思いをしている人がいる。
	角田市内全域	・見守りの必要な高齢者の増加。	・一人暮らし、高齢夫婦のみの世帯の増加。
	角田地区	・高齢者の増加。	・一人暮らし、高齢夫婦の増加。
	角田地区	・会員のうち、昨年3名が認知症により退会。（新加入者がいない）	・高齢のため。 ・コロナ等もあると思うが、家の中の生活による運動不足や話し相手がない等と思う。
	角田地区	・見守りの必要な高齢者の増加。	・一人暮らし、高齢夫婦のみの世帯の増加。
	藤尾地区	・高齢者一人暮らし、二人暮らしの増加。	・少子化、核家族化。
	藤尾地区	・老々介護の増加。	・少子化、世帯分離の増加、核家族化。
	桜地区	・見守りの必要な高齢者の増加。	・核家族化の進行により、高齢者一人世帯、二人世帯の増加。
	西根地区	・歩行困難者が出てきている。	・足腰が弱くて、体力が低下している。
	西根地区	・お茶会集いに家から場所まで出てくるのが大変。	・身体が不自由なため来れない。 ・足腰が痛い、歩けない。
	西根地区	・コロナ禍で家にいることが多かったせいか、体調不良等で施設入所、死亡等が多くなった。	・外部との交流が少ない。 ・高齢化が進んでいる。

項目	活動範囲(地域)	現在、地域で困っていること(地域の課題)	課題を引き起こす原因
	その他	・サロン会に出席して元気になってもらいたい。家に引きこもりがちの高齢者や体力が少し弱ってきた高齢者にいろいろと声掛けしても出席しない。	・会の仲間になじめない、おっくう。 ・弱ってきた姿を人に見られたくない。 ・必要性を感じない。
	その他	・サロン会に入る新会員がなかなかいない。	・定年になっても働き続ける人が増えている。 ・会への参加はわずらわしい。 ・少し若いグループの会に入っている。
障害者福祉	角田市内全域	・作業所に通所されている作業者の居場所がない。	・目の向け方の偏り。
	北郷地区	・障害者のいる家庭がサロン等に気軽に出入されると良いと思う。	・遠慮？
健康づくり	角田市内全域	・行事を企画しても、参加者が少ない。	・広報不足。個人の認識不足。
	角田地区	・家庭の中から外へ出たがらない。	・声掛けをしても家から出ない。
	北郷地区	・会員の平均年齢が上がる。	・新規会員がほとんどいない。
	西根地区	・昔のように散歩したり、お茶のみをしなくなって、足腰が弱くなっている。	・隣の人が住んでいるのかわからない時世になった。
医療	角田市内全域	・地域医療が充実していない。	・産科がないため、安心して出産できない。
	桜地区	・市内に小児科、産科、耳鼻咽喉科がないこと。	・人口減が考えられる。(専門医がないため、他市町の病院へ)
	西根地区	・現在、家族や自分で運転できるから良いが、車に乗れなくなった場合、大変。	・高齢者になり免許返納したことにより、デマンド利用、家族に迷惑をかける。
	西根地区	・高齢者のため、出席日を忘れる。	・軽度認知症のため？
自然環境保護	西根地区	・生活環境。	・一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境。
ごみ・リサイクル	桜地区	・ごみの分別の徹底。	・ほとんどの家庭はきちんと分別しているが、一部の人が徹底できていない。
	西根地区	・コロナ禍でしばらく行動はしていない。	-
	西根地区	・ごみの出し方等。 ・ごみのポイ捨て。	・高齢化等による。 ・ゴミは持ち帰りましょう。
防災・災害支援	桜地区	・近年の気候変動による災害。(気温の上昇、風水害等)	・豊かな社会や便利な暮らしを求めてきた結果。
教育・生涯学習	西根地区	・世相に敏感になり、頭の回転を良くする。	・一人暮らしや夫婦世帯が多くなり、話をしなくなってきている。
地域交流	角田市内全域	・地域交流。	・隣近所との交流がなく、心細い思いをしている人がいる。
	角田市内全域	・近所との交流がない。	・コロナ禍により、コミュニティの場がない。
	角田地区	・地域交流。	・現在活動できず、悩んでいる。
	角田地区	・家庭の中から外へ出たがらない。	・声掛けをしても家から出ない
	藤尾地区	・地域行事への無関心、不参加者の増加。	・世代間の考え方の相違。
	西根地区	・声掛けしてもなかなか入会に至らない。	・年齢差かと思う。

項目	活動範囲(地域)	現在、地域で困っていること(地域の課題)	課題を引き起こす原因
	西根地区	・世相に敏感になり、頭の回転を良くする。	・一人暮らしや夫婦世帯が多くなり、話をしなくなってきている。
その他	角田地区	・コロナにより、活動ができない。	・引きこもり、運動不足等の増加。
	桜地区	・空き家対策。	・管理する者がいないため、荒れ放題、周辺への悪影響。
	西根地区	・3年前までは100歳体操のあと、童謡を歌う会で指導者をお願いし、月2回歌を歌っていた。コロナが収束したら再開する予定。	・新型コロナの増加。

### 3 活動等を通じて感じる、今後特に支援が必要だと思う対象

- 活動等を通じて感じる、今後特に支援が必要だと思う対象は、「ひとり暮らし高齢者」が81.8%と最も高く、「高齢者のみの世帯」が63.6%、「認知症高齢者」が31.8%と続きます。

図表 活動等を通じて感じる、今後特に支援が必要だと思う対象

(n=22)

		回答数	構成比
1	ひとり暮らし高齢者	18	81.8%
2	高齢者のみの世帯	14	63.6%
3	認知症高齢者	7	31.8%
4	障害者	2	9.1%
5	ひとり親家庭	3	13.6%
6	子育て中の家庭	1	4.5%
7	支援の必要な方の介護者	6	27.3%
8	不登校、ひきこもり	0	0.0%
9	低所得者	1	4.5%
10	外国籍の方、または外国籍の方のいる世帯	0	0.0%
11	その他	1	4.5%
	無回答	1	4.5%

## 4 様々な課題に対応する相談支援の実現に向けて取り組むべきこと

- 様々な課題に対応する相談支援の実現に向けて取り組むべきことは、「市役所や関係機関において多様な相談を総合的に受けられるようにする」、「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」、「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」がともに45.5%と最も高く、「相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」が40.9%、「職場が社員の状況に配慮し、多様な働き方を認めていくこと（在宅勤務制度、フレックスタイム制度、短時間勤務制度、介護・看護・育児休暇、所定外労働の免除等）」、「相談しやすいように、窓口の開設時間や相談を受ける方法を改善する」がともに13.6%と続きます。
- 「特にない」は4.5%となっています。

図表 様々な課題に対応する相談支援の実現に向けて取り組むべきこと

(n=22)

		回答数	構成比
1	市役所や関係機関において多様な相談を総合的に受けられるようにする	10	45.5%
2	より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する	10	45.5%
3	相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなぐ取組を充実する	9	40.9%
4	職場が社員の状況に配慮し、多様な働き方を認めていくこと（在宅勤務制度、フレックスタイム制度、短時間勤務制度、介護・看護・育児休暇、所定外労働の免除等）	3	13.6%
5	相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する	10	45.5%
6	課題を解決するため、サービスや社会資源を開発する取組を充実する	2	9.1%
7	相談しやすいように、窓口の開設時間や相談を受ける方法を改善する	3	13.6%
8	その他	0	0.0%
9	特にない	1	4.5%
	無回答	1	4.5%



## 資料6 民生委員児童委員調査結果概要

### 1 調査の目的

角田市地域福祉計画策定に関する調査（以降、「本調査」とします。）は、次期地域福祉計画（令和5年度～令和9年度）の策定にあたり、民生委員児童委員の皆様のご意見・ご提案等を収集し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。そのなかで地区の課題を掲載いたします。

### 2 担当地区にお住まいの方の暮らしにある課題について

○ 担当地区にお住まいの方の暮らしにある課題、その原因については以下のとおりです。

図表 担当地区にお住まいの方の暮らしにある課題について（テーマ別主なご意見）

テーマ	地区	現在、地域で困っていること（地域の課題）	課題を引き起こす原因
一人暮らし・二人暮らしの高齢者	角田地区	・一人暮らしの高齢者は地域との密着が少なくなり、訪問してもなかなかお会いできなく、安全確認が困難。	・核家族が進み、子どもは別に家を建てて生活。親は結局一人になっても生活するようになる。
	横倉地区	・高齢に伴い、認知症や他の疾病がある一人暮らしの老人も多数在宅。	・家族の協力や見守りなど、少ない世帯もあるように思う。
	藤尾地区	・高齢者一人暮らし（特に男性）の引きこもり暮らしへの対応。	・核家族化、少子化。
	北郷地区	・一人暮らし、二人暮らしの増加。（60代、70代の方が多い）	・子どもがいても、遠方若しくは近くの他市町に家族で住んでいる。
見守り	角田地区	・見守りの必要な方の増加。	・一人暮らし、高齢夫婦のみの世帯の増加。
	横倉地区	・要見守り者の増加。	・一人暮らし、高齢夫婦のみの増加。
	枝野地区	・見守り・助け合いの増加。	・高齢者世帯、一人暮らしの増加。
	東根地区	・見守りの必要な方の増加。	・一人暮らし、高齢夫婦のみの世帯増加。
	桜地区	・見守りの必要な方の増加。	・一人暮らし、高齢者夫婦のみ世帯の増加。
	西根地区	・見守り訪問件数の増加。	・高齢の一人及び二人暮らしの増加。
交流・付き合い	角田地区	・隣近所との交流が希薄になってきている方がいる。	・一人暮らし、子どもがいない。歩行が大変になってきているので、外出する機会が少なくなっている。また、性格的なことも関係していると思う。
	横倉地区	・高齢による近所とのつながり、コミュニケーションの不足と低下。	・コロナ禍により地域内の行事や足になる手段がなく、参加できない。
	藤尾地区	・隣近所や友人との茶飲みが少なくなっている。	・各家庭が疎遠になっている。
	東根地区	・コロナ禍により、集まる機会が少なくなり、つながりが薄くなっている。	・高齢化率が高くなり、一人暮らし、高齢夫婦の世帯の増加。

テーマ	地 区	現在、地域で困っていること（地域の課題）	課題を引き起こす原因
	北郷地区	・住民同士の関係性が薄くなっている。協力体制の弱体化。	・世代交代による価値観の変容。 ・コロナによる地域活動の減少＝世代間の交流の機会がない。
ひきこもり	角田地区	・外出自粛などにより、引き込みりがちの高齢者が多くなっている。	・ここ数年のコロナ禍によるものだと思われるが、となり近所のお茶のみも控えるようになっている。
	藤尾地区	・高齢者一人暮らし（特に男性）の引きこもり暮らしへの対応。	・核家族化、少子化。
	西根地区	・若い人にうつ病なのか、引きこもりか、男性が数名。	・家族の方も何も言っていない。
少子化	角田地区	・子どもが少ない。	・若い人がいるが、独身者が多い。
	藤尾地区	・少子化。	・私有地の除草等の管理ができない。 ・共同作業に参加できない。 ・空家が増加している。 ・二人所帯から一人暮らしの方が多。 ・後継者の無い所帯が多い。
障害者	横倉地区	・障害者家族の見守り。	・障害者家族のみでの生活は危険を伴わないのか？
買い物・通院	角田地区	・通院に関して困っている。	・一人暮らし高齢者世帯が多くなり、送迎してくれる人がいない。 ・交通費が高い。 ・交通手段がない。
	小田地区	・買物ができなくなる。	・高齢により、車の運転ができなくなる。 ・店がなく、公共交通機関もない。
	藤尾地区	・買物、医療機関に行くための足が少ない。	・免許証の返納。公共機関が少ない。
	東根地区	・病院、銀行、買い物をするとところが近くにない。	・高齢者になると、免許証返納などにより、移動する事が困難になる。
困窮	桜地区	・生活困窮。	・一人暮らし高齢者の増加。
空き家	角田地区	・空き家が増えてきた。	・高齢者が亡くなったり、介護施設への入所。
	北郷地区	・空き家の増加。 ・家の周りの雑草問題。	・高齢や一人暮らしの方が亡くなり、後を継ぐ人がいない。
安全	角田地区	・家の周り、その他の道路の草で、車・歩行者の安全確認が難しい所がある。	・一人暮らし高齢夫婦のみの世帯増加、空き家。
災害時	角田地区	・地震等災害時の安否確認。一件ごとの時間がかかる。	・耳が遠い人、テレビなどボリュームを大きくしていることもあり。
	枝野地区	・台風や大雨の時の避難について。 ※高齢世帯の増加により。	・緊急時に全員に連絡するのは無理。避難支援者名簿の人だけではなく、名前が載っていない人でも支援が必要な人は何人もいます。
	桜地区	・避難指示が出たとき、避難プランを出した人全員を避難させる事ができるか。	・身寄りがない、子どもが遠くにいる人が多い。（生活パターンの多様）
	西根地区	・災害時の避難方法。	・個々の自宅が離れている。
その他	角田地区	・情報共有の機会がない。	・集会所がないため、任意の集まりができない。 ・コロナ禍のため、地区の総会、その他の会合も一切ない。

テーマ	地 区	現在、地域で困っていること（地域の課題）	課題を引き起こす原因
	横倉地区	・家族の問題。	・親⇄子、子の配偶者⇄親、子の兄弟⇄子の配偶者（義兄弟）のコミュニケーションが取れていない。
	枝野地区	・「助け合い」の助ける側が少なくなっている。	・若い世代の減少。
	藤尾地区	・害獣が増えた。	・空き家、一人暮らしのお年寄りが増えた。
	桜地区	・世帯も多くなっている、目の届きがなかなかのこと。	・地域的に若い人も多く、核家族になり、高齢者は一人での生活が強いられる。
	北郷地区	・地域の共同作業について。	・高齢者のみの世帯の増加。

### 3 相談支援の仕組みを充実するために力を入れて取り組むべきこと

- 相談支援の仕組みを充実するために力を入れて取り組むべきことは、「市役所や関係機関において多様な相談を総合的に受けられる窓口を明確にする」が56.1%と最も高く、「相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」が48.5%、「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」が45.5%と続きます。

図表 相談支援の仕組みを充実するために力を入れて取り組むべきこと

(n=66)

		回答数	構成比
1	市役所や関係機関において多様な相談を総合的に受けられる窓口を明確にする	37	56.1%
2	より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する	25	37.9%
3	相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなぐ取組を充実する	32	48.5%
4	職場が社員の状況に配慮し、多様な働き方を認めていくこと（在宅勤務制度、フレックスタイム制度、短時間勤務制度、介護・看護・育児休暇、所定外労働の免除等）	8	12.1%
5	相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する	30	45.5%
6	課題を解決するため、新たなサービスや社会資源を開発する取組を充実する	6	9.1%
7	相談しやすいように、窓口の開設時間や相談を受ける方法を改善する	22	33.3%
8	その他	3	4.5%
9	特になし	2	3.0%
	無回答	2	3.0%

## 4 民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに向けて必要な取組

- 民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに向けて必要な取組は、「専門機関や自治会などを含む、関係者間での情報共有のネットワークや場づくり」が51.5%と最も高く、「行政や社協などの専門機関との連携による相談体制の強化」が37.9%、「民生委員児童委員に対する地域社会の理解向上のための広報・活動の強化」が28.8%と続きます。

図表 民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに向けて必要な取組

(n=66)

		回答数	構成比
1	専門機関や自治会などを含む、関係者間での情報共有のネットワークや場づくり	34	51.5%
2	行政との個人情報の取り扱いに関する仕組みやルールの整備	18	27.3%
3	行政以外の関係機関との個人情報の取り扱いに関する仕組みやルールの整備	5	7.6%
4	民生委員児童委員に対する地域社会の理解向上のための広報・活動の強化	19	28.8%
5	支援方法や援助技術に関する研修の充実	12	18.2%
6	行政や社協などの専門機関との連携による相談体制の強化	25	37.9%
7	1人当たり受け持ちの世帯数の低減	12	18.2%
8	病気や不在時等における、見守りや支援の代替が可能な体制の整備	9	13.6%
9	社会福祉の制度改正の知識や情報に関する研修の充実	9	13.6%
10	民生委員児童委員同士の連携の強化	12	18.2%
11	配布物や調査などの協力依頼事項の負担軽減	5	7.6%
12	その他	0	0.0%
13	特になし	4	6.1%
	無回答	3	4.5%

## 資料7 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

### あ行

#### ・インフォーマルサービス

法律や制度に則らないサービスです。例として、NPO法人やボランティアグループの実施するサービスのほか、地域の助け合い活動なども含まれます。

### か行

#### ・介護保険

介護が必要な方（要支援者・要介護者）に介護費用の一部を給付する制度です。寝たきり・認知症などの高齢者が増加する中、「介護」の負担を社会全体で支え合うことを目的に平成12年4月に施行されました。

#### ・虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為です。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあります。

#### ・共生型サービス

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）の規定に基づき、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう、新たに創設されたサービスのことです。

#### ・協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動することです。一般的な概念ではありませんが、本計画では、市民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップの在り方を表現する概念として用いています。

#### ・ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

#### ・権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要な全ての権利を保障するという考え方やその実践のことで、具体的には認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行います。

## さ行

### ・自主防災組織

地域住民による自発的な防災組織です。地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に安否確認、避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担います。

### ・市長申立て（市長による後見人選任の申立）

身寄りがないなどの理由で、申立をする方がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

### ・市民後見人

一般市民による成年後見人です。認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に親族がない場合、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や日常生活における契約などを本人の代理として行う人のことです。

### ・社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織です。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等があります。

### ・社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律です。社会福祉サービスの定義・理念、福祉事務所・社会福祉審議会・社会福祉主事など行政組織に関する規定、社会福祉法人に関する規定、社会福祉協議会、共同募金など地域福祉に関する規定、福祉サービスの情報提供や利用者の権利擁護システムなどが盛り込まれています。

### ・社会を明るくする運動

法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正及び更生保護についての正しい理解を深め、すすんでこれらの活動に協力するように全国民によびかける啓蒙活動です。

### ・障害者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳といった障害を有する人に対して発行される手帳の総称です。（※各手帳の詳細は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各用語説明を参照）

### ・食生活改善推進員

食生活に関する身近なアドバイスを行うボランティア団体です。全国に会員がおり、「私達の健康は私達の手で」を合い言葉に、料理を通じて料理の大切さを伝えるほか、様々な活動を通して、健康づくりを支援しています。

- ・身体障害者手帳

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づき、身体障害があると判定された人に交付される手帳のことです。障害の程度に応じて1～6級に区分され、在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて審査が行われ、交付決定されます。

- ・スクールカウンセラー

学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う専門職のことです。

- ・スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職のことです。

- ・生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことです。

- ・生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度です。

- ・生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のことです。

- ・精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づき、精神障害の状態にあると認められた人に交付される手帳のことです。障害の程度に応じて1～3級に区分され、医療費の助成、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて審査が行われ、交付決定されます。

- ・制度の狭間

地域の中で悩みや課題を抱えているものの、国や県、市町村等が実施する制度の枠組みでは対応が難しい状態のことです。

- ・成年後見制度

高齢や障害、認知症等により、判断能力が衰えてしまった方がいる場合、周囲の方が制度を用いて後見人となり、その方の財産を不当な契約などから守ることができる制度のことです。

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。

## ・相談支援事業所

障害者の相談を専門に受け付けている機関です。具体的には障害者本人や家族等からの相談に対応したり、必要な情報を提供したり、福祉サービスの利用をサポートしたり、権利擁護のための必要な援助をしたりします。

## た行

### ・ダブルケア

育児と介護を同時に行う必要がある状況のことです。

晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多いが、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれます。

### ・地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置付けられています。

### ・地域コミュニティ

一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織（集団）のことです。行政区等もこれに含まれます。

### ・地域福祉活動計画

地域福祉計画との整合を図りながら、地域住民、福祉等の関係団体等が参画して策定する民間レベル（社会福祉協議会）での活動計画です。

### ・地域包括支援センター

地域包括支援センターとは、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことを主な業務としています。

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、各市区町村が設置しています。地域包括支援センターでは、地域住民の身近な窓口として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が連携して、「介護予防ケアマネジメント」「権利擁護」「総合相談」「包括的・継続的ケアマネジメント」などが行われています。

### ・地域連携ネットワーク

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築のため、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組みです。



- ・チーム（成年後見）

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で、日常的に本人を見守る体制をつくり、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みのことであります。

## な行

- ・日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力の不十分な方々を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度です。

- ・認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障を来した状態です。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症などがあります。

- ・認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人のことです。

- ・認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域において子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設で、都道府県知事から認定を受けた施設のことであります。

## は行

- ・バリアフリー

高齢者、障害者、児童、妊産婦などをはじめ、全ての人の行動や社会参加を阻む様々な障壁を取り除くことです。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁など、全ての障壁を取り除くという意味で用いられます。

- ・ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態と定義されています。

- ・避難支援体制

災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときに、高齢者や障害者など、何らかの支援が必要な人（避難行動要支援者）の名簿を、本人の申請に基づき作成し、平時よりその名簿を地域の避難支援等関係者に貸し出すことにより、災害時の避難や安否確認などが地域の中で速やかに行われるための体制を整備する仕組みづくりのことであります。

- ・放課後児童クラブ

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

- ・法定後見人

判断能力が低下し、契約等の法律行為ができなくなるなど、本人の生活に支障が出た場合、家庭裁判所によって選任された後見人のことです。

- ・保護司

法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないよう、その立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

- ・ボランティア

個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと及びそれに携わる人のことです。

## ま行

- ・民生委員児童委員

地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障害者、子ども、ひとり親家庭など、様々な理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力する人のことで、民生委員は民生委員法（昭和23年法律第198号）で、児童委員は児童委員法（昭和22年法律第164号）で定められており、厚生労働大臣から委嘱を受けた人が民生委員となり、児童委員を兼務します。

## や行

- ・ヤングケアラー

病気や障害のある家族・親族の介護・面倒に忙殺されていて、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満身に構築出来なかった子どもたちのことです。

- ・要支援・要介護認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人のことです。

- ・要配慮者（避難行動要支援者）

災害対策基本法において、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のことです。要配慮者のうち、災害時の避難等で特に支援を要する方を避難行動要支援者といいます。

## ら行

- ・療育手帳

知的障害者に対し、一貫した指導・相談を行い、また在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳のことです。申請により判定が行われ、その結果に基づき交付決定されます。

## 英数字

### ・DV

ドメスティック・バイオレンスの略称です。広い意味では家庭内弱者（女性・子ども・高齢者・障害者など）への虐待や暴力、一般的には夫婦や恋人など、親密な間柄にあるパートナー間における身体的・精神的・性的な暴力のことです。

### ・NPO法人（特定非営利活動法人）

特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された法人のことです。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要となります。

### ・8050問題

ひきこもりが長期化し、80代の親と50代のひきこもる子が同居する世帯が、高齢の親の年金などの収入で生活する状況が増えている社会問題をいいます。



## 第2期角田市地域福祉計画

---

発行年月：令和5年3月

発行・編集：角田市 市民福祉部 社会福祉課

〒981-1505

宮城県角田市角田字柳町 35-1 角田市総合保健福祉センター

電話：0224-61-1185

FAX：0224-63-3975

ホームページ：<https://www.city.kakuda.lg.jp>



KAKUDA



編集・発行  
角田市 市民福祉部 社会福祉課

〒981-1505  
宮城県角田市角田字柳町35-1  
TEL.0224-61-1185

